

第一部 可能性のトポス



【人権と家族をめぐる法と制度】

ジェンダー社会科学の可能性 第1巻 目次

『かけがえのない個から—人権と家族をめぐる法と制度』

序論 個人・家族・国家と法(辻村みよ子)

I ジェンダー分析の学的インパクト:個人・家族・国家

- 1 比較ジェンダー・レジーム論の構想(上野千鶴子)
- 2 政治理論におけるジェンダー論の寄与と可能性(井上匡子)
- 3 ジェンダー法学理論のグローバルな影響力(紙谷雅子)

II 課題と可能性:個人の権利と制度のゆくえ

- 4 リプロダクティヴ・ライツをめぐる政策決定過程の比較(岩本美砂子)
- 5 セックスワーカーの人権・自由・安全(青山薫)
- 6 ドメスティック・バイオレンス(小島妙子)
- 7 ジェンダーと教育(藤田英典)
- 8 家族法改革の展望(二宮周平)

権利が問いかけるもの

江原由美子

なぜジェンダー社会科学なのか？

首都大学東京の江原です。私の課題は、第1巻『かけがえのない個から——人権と家族をめぐる法と制度』についてのコメントです。全体の問題の構成について、各論文を混ぜ合わせて議論するかたちで報告させていただきます。

そこで考えたのが、「なぜジェンダー社会科学なのか？」というテーマです。実は、人権と家族をめぐる法と制度は、一筋縄ではいかない。この問題を検討する際に、一番の主流になっているのはリベラリズムだと思います。すなわち、個人がみんな人権もしくは権利を持っていて、その中でさまざまな規範によって社会が制度化されていること、これが従来の社会科学の基本的な前提です。

では、ジェンダー視点、ジェンダー社会科学がなぜ必要なのか。私は、そこに非常に大きな問題があると思っております。この点について、90年代に社会学が先行して取り組んでいたと、先ほど辻村さんに言及していただきました。実際、私が編集しました『フェミニズムの主張』（5巻本）でかなり細かく問題点を指摘しています。そこで論じた問題が、今回の第1巻で基本的に引き継がれており、さらなる議論を進めていただいていることを大変うれしく思います。今後、ジェンダー社会科学が進展するにしたがい、さまざまな問題について妥当な方向性が出てくるでしょう。本日は、あくまでも今後の可能性を論じる場ですので、あえて第

1巻の中で議論されていない点や、それぞれの論文の間に焦点を当て、ジェンダー社会科学は一体なぜ必要なのかをできるだけクリアにしたいと思います。

もちろん本シリーズの目的は、「人間と社会に関する批判的な科学知である社会科学には、とりわけ『ジェンダーの視点』を貫くことによって社会の諸課題を改めて照射し、公正で持続可能なグローバル・コミュニティを展望することが求められている」という認識から、「ジェンダー社会科学」という研究領域を創設することを目指すものでして、この本の10ページで明確にされています。ジェンダーの視点を貫くことによって社会の諸課題を改めて照射する。その上に、公正とは何か、持続可能なグローバル・コミュニティを展望すると示されています。

では、特に第1巻ではどういう問題が照射されていたか。第1巻は、個人・家族・市民社会・国家の関係を中心に、法と制度を検討するのが課題です。公私二元論批判、親密圏、生殖補助医療、セックスワーク、選択的夫婦別姓、ドメスティック・バイオレンス、これらがさまざまに議論されています。公私二元論批判を中心とするもの、親密圏に依拠して論じるもの、また、生殖補助医療やセックスワークに関連するものなど、課題が個別に論じられており、その中で従来の先行研究との関係、課題等々について、新たな議論が展開される構成になっています。

これを私の観点から整理しますと、「家族」「性」「身体」などの領域における諸問

題となります。たとえば、家族の中での「不公正」「強制・暴力」「争い事」です。あるいは、性や、身体をめぐる不公正、強制・暴力、争い事など、こうした諸問題が主題であると思います。この家族・性・身体といった領域は、従来は、主にプライベートな領域とされてきた。この点の批判は後で言いますが、私が本日強調しておきたいのは、これらを一括するにはできないということです。この領域は非常に難しい問題をはらんでいまして、その部分について、今後ジェンダー社会科学がどこまでやっていけるのかに焦点を当てたいと思います。

「身体」の問題と「ケア」の問題

従来の社会科学は何を見落としてきたか。この本を1冊読みますとはっきり見えてくることがあります。リプロダクションです。家族・性・身体、身体といっても、特にリプロダクションに関連する身体です。性の問題は家族ですが、家族と家族外、あるいはケアも家族に関連します。そのリプロダクションに伴う問題が、従来、社会科学の中でほとんど議論されてきていない。そこにジェンダー不公正の問題が、本当にさまざまな形で織り込まれていることが、本著をしっかりと読むと非常によくわかります。

私の言いたいことは、そのリプロダクションの中でも「性と生殖」にかかわる身体の問題と、介護や子育てなどの「ケア」の問題——近年これがケアワークとして市場経済との結びつきも強くなりつつあるとはいえ——とは、多少違いがある。両者の位置の違いが、本書でかなりよく見えてくる。もう少し言えば、上野さんはケアに焦点を当てています。しかし、ケアは本書で扱われている他の問題と位置づけが少し違う。なぜ違う

のか。それをここからお話ししたいと思います。

私は昔から、身体の問題と労働の問題とを分けて論じべきだという議論を一貫して続けてきました。労働の問題に関連するのはケアと市場労働です。つまり、無償労働と有償労働という議論であり、この点について上野さんが問題をかなりきれいに立ててくださっています。ただ、身体の問題に関連していうと、これはなかなか難しい。先ほど、家族・性・身体とは、プライベートな領域として社会科学の中では総体的に統制の外であり、公的な問題でないから自由にされてきたという議論が従来一般的であったとお話しました。しかし、実はそうではないということを強調しなければいけません。女性の身体は、とことん公的な問題として、常に統制の対象だったことをまずはっきり認識しなければいけない。女性の身体が私的な自由任にされたことなどなかったのです。男性の身体は違います。性的な行動もそうですね。性について介入するのは最低の政府だと、瀬地山角さんが言っていました。では女性の身体や性に関連することに介入しなかった政府がどこにあるかと私は言いたい。

プライベートどころではない。これはまさに公的な事実として、一貫して女性の身体自由は否定されてきたと思っています。女性の身体自由と生殖にかかわる身体機能は、身体自由の否定と、生殖にかかわる身体機能の自然化、そして非労働化がなされてきました。非労働化は確かですね。これまでの社会科学にとって出産とは、だれかがやっていることではなくて自然に起きることなのです。動物のように、木が生えるように子供は生まれてくるのです。やっている人からすると、これは大変です。自

分の労働を代替して、それでどれだけの損を受けるかといった経済的な決断をしながらやっているのが生殖です。しかし、この生殖が自然化されることによって非労働化されてきたわけです。

もう一つ、育児と介護、ケアです。こちらは私化、プライベートなことと言われてきた。したがって、非労働、つまり家族の愛情なのだから労働ではないと。この二つの問題は、実は似ているようで異なると私は言いたい。何でこんなことを思いついたかをお話していきます。上野さんの文章の中に、「ジェンダー研究が家族もまた公的な制度であることを明らかにした」とあるのです。家族も公的なものだと言ってしまえば、問題はある意味では解決するというか、そうあるべきだという感じはする。しかし、実は身体の自由の問題が出てくると、そうは簡単に言えない。

身体の自由の否定があり、統制される女性身体があって、そこから自由の主張が不可避になってくる。恐らくセックスワークの話や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの問題などを論じるときに、どうしても女性の身体の自由、自己決定権といった議論をせざるを得なくなってくる。そうすると、それはある意味では私化でしょう。昔、ウーマンリブが、出産を「極私的エロス」という言葉で表現しましたが、出産するというのは私のプライベートな行為だ、介入してほしくない、そういう議論も出てくるわけです。こっちは私化が求められている。なぜかといえば、女性の身体が統制されてきたからです。

こういう意味で女性が置かれてきた位置というか、ジェンダーの問題を考えていくと、単に公私二元論で女性たちがプライベートな領域に押し込められてきたという話だ

けでは済まない、複雑な構造がこの中にある。もちろん一方では、育児や介護の私化と非労働化から考えれば、労働であることを求めて、これを公的な問題として扱うべきだという主張（「家族もまた公的な制度である」）があるわけで、第1巻にはこれらが複雑に入り組んでいると私は読みました。

ジェンダー視点、ジェンダー社会科学の必要性和重要性

それぞれの方々が議論しているように、ドメスティック・バイオレンスの場合は、まさにプライベートな領域に法が介入するという問題であり、セックスワークの場合はそうではなくて、まず自分の自由と尊厳をセックスワーカー（性労働者）は求めているのだといった主張になるでしょう。そこを考えていくのは簡単にはいかない。

さて、「四つの権利を拡張したら？」というのは、このことを考える上での、一つの思考実験です。上野さんは『ケアの社会学』という本を書いているらしいです。第1巻にきわめて密接に関連するものなので、こちらから少し引用します。この『ケアの社会学』は高齢者介護を中心にした本ですが、上野さんはそれを権利という概念で、普遍的にだれもが認められるべき四つの権利を定義しています。

それは、ケアしたい人が「ケアする権利」、高齢者介護で親のケアをする権利です。また、嫌な介護を押しつけられない「ケアしない権利」というのも必要だと述べられています。また、一定の弱い立場、ケアが必要な立場になった方々からすると、「ケアされる権利」があると主張されています。また、いくら高齢者であったとしても「ケアされない権利」だってあるという、四つの権利を出

されています。そして、いろいろな人がこの問題にかかわって、ケアされたくないのにされているとか、ケアしたくないのにさせられているといった問題があるという話になっています。

これはずっと読めてしまいます。では、なぜずっと読めるか。それはジェンダーの問題が、実はここからきれいに切れているから読めるのです。本当に問題なのはこの先です。それはどこか。

これを同じケアですから子育てする話にちょっと移してみましょう、「子育てする権利」、自分の子どもを自分で育てる、あるいはそれ以外の子どもを育てる権利。「子育てしない権利」「育てられる権利」「育てられない権利」。並べたときに、気持ちの上で少しぎくしゃくしてきます。えっ、そんなの認めていいの、となるでしょう。一方は高齢者で、そこには実の親子関係があるとはいえ、介護の場合は第三者とかかわれるところがある。他方で、子育てと言った途端に、親と子という取りかえられないある種の家族の関連性が出てくる。その中で、たとえば子育てしない権利を女性が主張するのはいいのかしら、親がそう主張するのはあるかしら、子育てする義務を親は課されているではないですか。やはりそういう話が出てきます。もっとすごいのは、その先です。

「産む権利」「産まない権利」「生まれる権利」「生まれない権利」、同じように考えていくと四つできるのですが、これらは直接、対立してしまいます。私は産む権利がある、そうすると生まれない権利というのがあり子どもが言ったらどうしよう。産む権利を行使することは、生まれない権利からするとまったくだめです、成立しません。もう一つ、産まない権利があると私は言います。生ま

れる権利があると子どもが言ったら、どうするのか。勝てないですね。ここはそれぞれの権利がずっと四つ読めるときと違って、何が起きているのか。権利の関係が、関係対の中で裏腹になってしまっている、これらを私たちは議論しているわけです。

もう一つ、「産ませる権利」「産ませない権利」が男性の側に実際にあります。夫婦で考えると、男女のカップルで子どもを持つ・持たないを決めるのは、リプロダクティブ・ヘルス／ライツですから、産ませる権利や産ませない権利を認めるのかどうか。それは生まれる権利、生まれない権利とどのようにかわるのか。

こうしたことをはらんでいるから、セックスワーク論などでは、すさまじく大変な問題として「性的行為を行う権利」と「行わない権利」に一番焦点が当たると思います。実は最後のこの辺がジェンダー社会科学でなければ解けないのです。徐々にジェンダー化しているでしょう。最後のこのあたりのところを、私たちはどのように考えるのだろうか。

私たちがやはり子どもを産むとか、持つとか、次世代の子どもをつくるとか、それは一体どういうことなのかということを、従来の社会科学は無視してきたと思います。これは本当に権利という概念でやっていけるのかどうか。ギリガンのような、思いやりとケアの道徳のような話を持ってきた場合はリベラリズムの権利ではだめだという考え方になるだろうし、上野さんは『ケアの社会学』で権利という概念を持ってきて、個人の権利概念でやっていける可能性を主張しています。けれども、ここは私が一番悩ましく思っているところです。ただ、恐らく第1巻の先生方はそれぞれの立場で、この問題にどのように向かい合うのかをお書きになって

いると思います。

「なぜジェンダー社会科学なのか？」についてですが、ジェンダー視点の不在が覆い隠してきた社会問題というのは一体何なのか。ジェンダー不平等ということはもちろん当然ですが、セクシュアリティと生殖に関する法的・慣習的な社会統制とその妥当性にも目を向ける必要があります。本当に妥当なのだろうか。女性の身体をここまで統制してきた従来の社会というのは、人権を尊重するということを本当にまともに考えてきたのかという問いを立ててもいいかもしれない。それから、エヴァ・フェデー・

キテイが言っている、依存という社会的事実の問題です。子どもを育てる、高齢者を介護する。依存なしには生きられない人々がいる。これを本当に直視した社会の制度になっているのかどうか。

そうすると、公私二元論批判の行方とは、恐らくこうした問題を先に見据えながら進んでいくのでしょう。その可能性をこの第1巻は開いています。それに期待を込め、また、ジェンダー社会科学の将来に期待しつつ、私もまた参加したいと思っております。どうもありがとうございました。

ジェンダー・レジームの解析

広渡清吾

広渡でございます。さて、第1巻の位置づけは、編者によれば、「個」を支える「家族」「市民社会(NPO等の集団)」「国家」の意義と役割の学際的検討、これを可視化し、多面的な視座を提供するジェンダー社会科学を打ち立てることとされています。市場(経済・雇用)の問題については、第2巻で取り扱われております。

トータルな構造把握の方法 ——ジェンダー公正の位置づけ

まず第1章は、上野さんの論文です。ここでは、こうした全体の配置図をどう構造的に把握するかという方法論が提起されています。それは、「ジェンダー・システム」と「ジェンダー・レジーム」という概念です。ジェンダー・システムとは、「ジェンダー関与的な社会実践の集合とその解釈規則からなる社会システム」であり、その内的な編成を探るために、「特定の制度的布置のもとに置かれた個々のジェンダー編成の様式」をジェンダー・レジーム概念でとらえ、分析することが必要であるとされます。

ジェンダー・システム、ジェンダー・レジームという概念は、ソシュールの構造言語学の方法に示唆をえた形で導かれています。私は読みたどりながら、なるほどと思いました。確かにこのような方法概念によって、構造は把握できる。ところで、この構造の内実とダイナミズムは、フェミニズムの実践、反フェミニズムの実践、あるいは傍観者的諸活動が入りまじって形成するものである。

したがって、そういう動態を持ったジェンダー・システムの実態をとらえ、「それをどう変えるか」というのがジェンダー論の課題となると思います。

この点について、上野さんは「つけ加えておくならば」という形でごく簡単に、「ジェンダー・レジーム論は、記述的かつ規範的アプローチである」と書かれています。規範的アプローチによれば、その目的は「ジェンダー公正」、指標は「脱ジェンダー度」であって、このように各国の社会の分析を行うことができれば比較が可能になる。比較をして脱ジェンダー度が低い社会は、より高い社会に移行することを目的にする。ジェンダー・レジーム論はこれに貢献することができるとされています。

以上のように全体として説得的な議論のなかで、少しひっかかったのは、「ジェンダー公正」とはどこから出てくるのかということでした。ジェンダー・システムとジェンダー・レジームとは実態を記述するコンセプトです。ジェンダー公正という基準、価値、そうした観念はどこから出てくるのか。これは、ジェンダー論とフェミニズム論の関係づけにかかわるのではないかと思います。紙谷論文がこの論点に標的をしばっているように思いましたが、うまくつかみきれませんでした。フェミニズムはイズムですから、価値の問題を提起し、その実現を主張し、実践する。ジェンダー公正とは、フェミニズムの価値的提起を継承しつつ、ジェンダー社会科学を構想するにあたり、ジェンダー社会科学の目的として、科

学を営む者が最初に設定する価値基準として位置付けられるのか。

たとえば自然科学では保全生物学という新しい学問があります。保全生物学の科学者たちは、地球の自然的生態を保存することを目的、価値として選択した上で、この科学を展開すると言っています。そこでは、科学が一定の価値、目的に奉仕すると最初から明示されているわけですが、ジェンダー社会科学もジェンダー公正を最初にその価値として置くのかという感想を持ったわけです。

また、粗雑ですが別様の感想も浮かびました。たとえばフェミニズムは「女性のよりよき生」を目指すとする、ジェンダー社会科学はジェンダー公正を目的とする。では、「女性のよりよき生」と「ジェンダー公正」はどのように関係するか。比喩が適切かどうか分かりませんが、階級的視点から全人類的視点へと視点の移行があって、それにしたがってジェンダー社会科学も、私たちが生きている社会をより俯瞰的、統合的、包摂的に理解する学問を目指すものなのか。

フェミニズムとジェンダー論の関係について、以上のような感想を抱きながら読んでいましたが、この本の中で「ポスト・フェミニズム」のジェンダー論という用語ができます(井上論文、紙谷論文)。これは、どのような含意をもつものか、当該の箇所からは十分にうかがえませんでした。フェミニズムの後にジェンダー・スタディーズがあるのか、あるいはフェミニズムの後という特色を持ったジェンダー・スタディーズがあるのか。これを含めて、ジェンダー社会科学におけるジェンダー公正の位置づけ、フェミニズム的实践とジェンダー社会科学の係わりがより深く理論的に検討されれば、読者にさらに魅力的な論点提示に

なったのではないかと思います。

以上のように、第1巻では総論として、ジェンダー・レジーム、その中でジェンダーについてのコードやブラクシスといった概念が提起されています。ですから、それに従って、各論的な論文を整理してコメントしたいと思います。

ジェンダー・レジームの理解

——公共圏・親密圏

まず、ジェンダー・レジームから考えますと、その理解についてはもとより、公私二元論の理解が一つの主要なポイントとなっています。公私二元論は、そのときどきの社会科学が社会全体を把握する枠組みとして使ったものです。井上さんの論文は、従来の公私二元論を、ボリス／オイコスモデル、国家—市民社会の二元論モデル(国家—市場(家族)モデル)として整理したうえで、現代における公私をどのようにとらえるかについて新しいモデルを提起しています。

それは、「公共圏」と「親密圏」という新しいカテゴリーであり、かなり詳細な検討が行われています。他方で、上野さんは福祉のレジームに関して、国家セクター、市民社会セクター、市場セクター、家族セクターの四つのセクターに分け、前半の二つを「公」、後半の二つを「私」と押さえています。これまで国家・市場を公、家族を私と考えていた、そういう全体のコード把握の再編に加えて、新しい公共、新しい市民社会を新たな公の分野としてとらえるものです。井上さんは、この新しい公共、市民社会セクターを公共圏という概念でとらえ、これに対応して、家族を中心とした従来のジェンダー・レジームを親密圏ととらえるという、新しい分析の方向を示しています。

ここでは公共圏、市民社会セクターといったものが、従来の公私二元論を克服するというか、従来の公私二元論ではとらえ切れない現代社会の問題を把握するという趣旨で提起されているわけです。しかし、公共圏なるもの、あるいは市民社会セクターなるものもまた、ジェンダー・レジームとしてあるわけですから、そこにおけるジェンダー・バイアスについて立ち入った分析がさらに必要であると考えます。

それから「親密圏」という言葉がこれだけ多用されていますと、「家族」とどのように使い分けるのが概念的、定義的に整理される必要があるでしょう。これについては、本書の中で明確に書かれているわけではないのですが、方向性は打ち出されていると思います。家族は、従来、近代古典的な意味では、両性の性的結合と、そこから生ずる血縁関係を内包するものと捉えられてきました。しかし現代社会では、同性の結合を中心としたもの、あるいは単なる契約的な関係による結合でありながら、永続的な結合もありえます。本書では、依存する人と、その人に対して保護を与える人との関係を中心にした結合など、ケアを核心とする性別や血縁にこだわらない契約的な関係によっても家族類似の親密的結合が基礎づけられるという新しい方向性が、親密圏のカテゴリーを通じてとらえられていると思います。

最終章で二宮周平さんは、「パートナー関係を超越する家族の再定義」という方向性をうち出しています。ここでは明らかに、性別や血縁に必ずしも条件づけられない、いわゆる契約的な関係においてでもケアをする人とケアをされる人との関係が展開し得るものと捉えられている。したがって、ケアを核とする最小の社会的単位としての親

密圏という新しい考え方が示されているのではないかと。このことは今後の社会全体の構造を理解する上で、極めて重要なポイントではないかと思いました。

ジェンダー・コードの形成

ジェンダー・コードの形成という視点からみると、第一に、岩本論文が妊娠中絶法規制の形成過程の比較研究を示しています。これは、ジェンダー・コードがどうできるかという話のひとつです。比較は、妊娠中絶法規制の形成に際して、女性のコミットメントがどの程度であるか、政策決定過程が社会に対してどの程度オープンになっているかということを基準にして整理が行われています。

こういう研究は私たちにとって非常にありがたい。読後の感想としては、日本の固有のパターンがある程度出ていますが、一般の政策形成過程とジェンダー・レジームのジェンダー・コードの形成に関連する政策形成過程とが各国でどのように違うのか、その違いの比較がもっと明らかになれば、このような比較研究はジェンダー社会科学の形成に大きく貢献するのではないかと思います。

第二に、ドメスティック・バイオレンス(DV)の法規制です。小島論文は、基本的な視点として、家族への国家介入を許すか許さないかという問題を、公としての国家・社会、私としての家族の間にどう線引きをするかの問題として捉えるのではなく、家族の成員を「個人の尊厳と自由」の担い手としての「市民社会の成員」として把握するか否かにあるという視座を明確に打ち出しています。

法律の世界では、「法は家に入らず」とい

う格言が近代法の中で通用してきました。これは家族の自律、家族の自治を擁護するものとされています。つまり、国家は、市民社会内部の団体自治には介入しないという一般的な自治、自律の原則で説明されてきました。しかし、そうではなく、これが家族の中における家長権を擁護するという趣旨であり、家父長制的動機に由来することはすでにジェンダー論が分析してきたところです。そこで、国家の介入は、いまや家族を構成する一人一人の個人の尊厳、個人の自由を尊重する目的のために認められるという視点を打ち立てるのが小島さんの狙いです。

この視点から、DVを直接の犯罪としてとらえる立場が主張されます。現在、警察の保護命令に違反する行為を犯罪とする、つまり間接的にDVを犯罪化するという構成になっています。それに対して、家族の中の暴力であっても、それは個人の尊厳と自由を侵すものである以上、直接に犯罪としてとらえるべきものとされます。

小島さんはさらにその観点から、自己決定(本人の見かけの選好)、つまり本人が見かけ上こうしたいと言うことに対して、いやいや、そのためにはこうしたほうがいいのではないかというのを「真の選好」と意義づけ、この真の選好を実現するための積極的介入も認めるべきであると言います。さらには市民警察としての「生活安全警察」を充実させるという論点も出しています。これらの論点については、本当に個人の尊厳と自由を守ることになるのか、より詳細な判断基準が必要なのではないかと思いました。

第三に、セックスワークの法規制についてです。セックスワークを絶対に否定する性的人格権論があるのはご承知のとおりで、

私の友人の中里見博さんはその代表的論者です。青山さんの論文はこれに対して、性取引連続体論を唱えます。つまり、セックスワークというのは、隷属の状態から、ワークとして他のワークとほぼ同じような形で社会的に機能する状況まで、つまり連続した状況にあるというところからセックスワークの承認論を展開しています。そして、最終的に承認論の原理的基礎は自己決定権にあるとされます。「私から Yes という力を奪った瞬間に、あなたは No という力も奪っているのよ」という当事者のことばを引用して、青山さんは、これを実感的・原理的根拠としています。

私は論理的につめて言えば、「セックスをワークとする自己決定」と「セックスの自己決定」は矛盾するのではないかと考えます。セックスをするかしないかの自己決定、これを自己決定権として原理的、絶対的に保障しようとするれば、つまり、いついかなるときでも自分の意思に反してセックスをしないということを保障しようとするれば、婚姻制度上の義務も、セックスワーク上の契約的義務も、セックスそのものを義務付け得ないという論理になる。

とすれば、結論的には、義務付けられないアドホックなセックスの提供に対して、その都度対価を得るという関係は可能にはなります。しかし、雇用関係に入ってビジネスとしてセックスワークが行われるというのは、セックスを行うことを義務として受け入れざるをえない状況に当事者を置くことになり、セックスの自己決定権と矛盾するのではないか。このような論点があります。

教育は一つのジェンダー・レジームですが、藤田論文は、教育現場におけるジェンダー的实践の問題を取り上げています。論文では、デュルケムの『道徳教育論』の次

のような章句が末尾に引用されています。「新しい観念を解き明かし、これにたいする愛情を子どもたちに抱かせること、しかも、過去から受け継いだ古い観念や習慣……にたいする嫌悪の感情を、彼らの内に挑発することのないように努めること」と。デュルケムの趣旨は、子どもを教育する場における実践一般についての考慮すべき点を述べるものだと思います。藤田さんは、これを直接にはジェンダーフリーに関するさまざまな実践運動の問題点を示す趣旨で引いています。ジェンダー社会科学は、ジェンダー的实践を伴いながら展開していくわけですが、この中でデュルケムの引用を介して藤田さんが指摘する論点がどのように考慮されるべきか、検討すべき問題であるように思いました。

ジェンダー・システムの基軸 ——家族と社会

最後に、ジェンダー・システムの全体を考

えるときに、最終章の二宮さんの論文の中では、非常に重要な問題点が指摘されています。家族と社会の関係についてです。そこでは、「家族の親密さ」は我々にとってかえがたい魅力のあるものであり、この「親密さ」を社会的に拡大していく社会的連帯が重要だと述べられています。ここで問題なのは、一方で公的な市民社会、あるいは公共圏とよばれる領域における連帯の基礎となる「親密さ」と、他方で、家族、親密圏における「親密さ」とが同心円的に理解されるものなのかです。後者においては、ケアを核として、ある個人が他の個人に絶対的に依存するという関係があります。二つの「親密さ」の間には、何か原理的な違いを置いてわれわれは見るべきなのか、そうでないのか、あるいは二つの「親密さ」をつなぐ原理をどのように示すのか。このことは重要な問題に思われます。

以上で終わります。

【政治と行政のジェンダー主流化】

ジェンダー社会科学の可能性 第3巻 目次 『壁を越える—政治と行政のジェンダー主流化』

序論 男女共同参加型の多元的ガバナンスへ(辻村みよ子)

I ジェンダー分析の学的インパクト:国家と政治システムの再検討

- 1 政治参加と代表制論の再構築(辻村みよ子)
- 2 シティズンシップの再構想(田村哲樹)
- 3 マクロ経済学のジェンダー化(松村安子)

II 課題と可能性:ガバナンスの多元性へ

- 4 男性学・男性性研究の視点からみた戦後日本社会とジェンダー(伊藤公雄)
- 5 日本の政治主体のジェンダー分析(衛藤幹子)
- 6 労働政治のジェンダー・バイアス(三浦まり)
- 7 国際人権条約の実施におけるNGOの可能性(山下泰子)

「壁」が意味するもの

宇野重規

構造化されたジェンダー・バイアス

東京大学社会科学研究所の宇野です。政治学、とくにフランスの政治思想史や政治哲学を研究しています。

第3巻『壁を超える——政治と行政のジェンダー主流化』について、コメントをさせていただきます。大変魅力的なタイトルですが、これを読んだ瞬間、「壁って何だろう」「どうやったら超えられるのだろう」と真っ先に思いました。では「壁」とは一体何なのかと読んでいきますと、いろいろ説明があります。端的に言えば、女性の参画を妨げている壁があるが、それは見えない壁、見えない天井といった生易しいものではなく、「鋼鉄の天井」である。さらに言えば、それは社会全体に構造的に形成され、労働・家族政策によって補強されているものであるとあります。

今回この本を読んで、これは第3巻だけではなくて全体にそうですが、「構造」という言葉がキーワードのようによく出てくることに気づきました。「システム全体の構造」「ジェンダー構造」といった表現も目立ちます。

構造という言葉聞いて構造主義をすぐ思い浮かべる、フランス哲学研究者にとって、構造という言葉を使うのは非常に難しいことです。要するに何か一つの仕組みやルールがあって、それさえ変えればいいという問題ではない。もっと背景に複雑な構造がある。ある制度、ある個人、ある集団が悪いならば、それを取り除くなり正

すれば事態はよくなるわけです。しかし、構造に問題がある場合、どうもそう簡単ではなく、事態はもっと複雑に込み入っている。政治・経済・社会的な構造が、がっちりとジェンダー・バイアスを埋め込んでいる。これはジェンダーの問題を考える人間にとっては、率直な実感だと思います。

この本では、文化的という言葉は必ずしも強調されてはいません。しかしジェンダーという言葉自体が、もともと生物学的な性と区別された社会的・文化的なものとして規定されているため、文化のファクターも入ってくると思います。女性の参画を妨げている何かが、政治・経済・社会・文化の領域にまたがって構造化されている、これは大変重い命題です。かつ、このように言ってしまうと、解決も非常に難しくなります。つまり、ある部分だけをいじればいいわけではないからです。

では、具体的にその構造はどこにあるのか、どのように形成されているのか。これらが非常に大きな問題となってきます。この本で大きな焦点となっているのは、特に三浦さんの論文にありますように、雇用システムの問題です。基本的に「男性稼ぎ主モデル」——夫は終身雇用の形で企業に組み込まれ、妻が専業主婦やパートタイム労働に従事する——という、雇用が性別により構造化されており、それが労働政治にも大きく反映されることは、まさしくご指摘のとおりです。しかし、なぜ、どのようにその構造ができてしまったのかを考えていくと、答えは易しくありません。

たとえば、ご存じのとおり、日本の働き方を長らく規定してきた、いわゆる日本型の雇用システムは大きく崩れています。終身雇用も崩れてきました。ところが、これedyやく今までの差別的な構造が崩れるかといえは、そうではありません。むしろシングルマザーの貧困化が非常に深刻な問題になっています。つまり、今までのシステムは壊れつつありますが、女性の参画を妨げていた仕組みはむしろ強化されている可能性があるのです。このように考えると、この構造は、実にややこしい問題であり、どこか一部が崩れることで、自動的に全体がよくなるというわけでもありません。

したがって、私としては政治・経済・社会、さらには文化や歴史的構造を含めて「ジェンダー構造」を考えるべきだと思います。その際、これがどのように組み合わせられていて、それにどのように対応していくべきかが重要となります。個別的な対策はいろいろな形で議論されていますが、それに対する全体的なストラテジーをどのように構想していけばいいのかといった問題に大きな関心があります。また、このような構造がどこまで本当に日本的なものなのかということにも関心を持ちました。

ただし、この本では、いわゆる「文化論」の立場はとっていません。要するに「日本文化というのは歴史的に女性を差別する構造があるのだ」と言ってしまうれば簡単なのですが、今回の本はそのアプローチはとっておりません。むしろ社会・経済的な問題としてこれを分析しています。

たとえば伊藤さんの論文で強調されていましたが、女性の社会参画に関しては、1970 年以降、それまで女性の社会参画が妨げられていた国々を含めて、世界的に大きな変化がありました。しかし、世界的に

変わってきた中で、日本はむしろこの時期に停滞、もしくは逆にジェンダー・バイアスが進んでしまったと言います。とすると、これは非常に重大な問題です。

女性の参画を阻む構造が日本にあるという場合、歴史的・文化的な決定論は外すとすれば、歴史のある時期にそのような構造が構築・形成されたことになります。それでは、その時期とはいいつなのか。明治の天皇制国家に原因を求める説もあれば、戦後改革に原因を求める説もあると思います。私が気になるのは、高度成長期以降にむしろ何らかの理由で、ジェンダー・バイアスが強化されてしまった可能性です。そうだとすると、その原因は一体どこにあるのか。これを分析することが、社会科学の大きな課題になってくると思います。

ジェンダー化された社会の突破口

そして、突破口をどこに見出すかということに関して、この本には非常に示唆的な案がいろいろと出されています。ポジティブ・アクションといった、結果の平等よりも、機会の平等の実質的保障を求めるための暫定的特別措置を設ける方法はもちろんのことです。それに加えて、個人的に非常に目が覚めるような思いをしたのは、村松さんの予算をジェンダー的に分析するという提案でした。要するに単に女性のための予算を増やすのではなく、国家の予算から実際の予算までのあらゆる数字をすべてジェンダーの視点から数値化し直していくことで、予算構造を数字ですぐ見えるようにする。これは非常に興味深い提案だと思いました。

そして、衛藤さんが書かれた、政治的(過少)代表の問題。なぜ政治家に女性の進

出がここまで遅れているのかも、どうかしなければならぬ問題です。特に地方議会が鍵であるということは間違いないと思います。

私自身が調査をしている福井県では、女性の県議がこの前まで一人もいませんでした。これは非常に複雑な問題です。これを単に、「福井県は保守的な土壌である」と言うならば簡単です。しかしながら他方で、福井県は女性の就労率が極めて高い。また、古くから女性が働くにあたり社会的な支援の仕組みも整備されています。しかし、女性が働いてはいるけれども、どこか副次的な役割のほうに封じ込められるような仕組みができています。したがって単純に、この地域は保守的だという判断では済まされない問題が隠れているのかもしれない。ここにもやはり、非常に大きな構造的問題があるわけです。

そして、もちろん男性稼ぎ主モデルの改革が最終的に出てきます。伊藤さんの論文で強調されたように、ある意味では、男性のあり方自体が変わらないとどうにもならないというのが一つの結論です。今の男の人の働き方は仕事にほとんどの時間を割いてしまい、家庭のケアができない状態になっている。そうした働き方を男性が続けている限り、女性も変わることはできない。ここに話はたどり着くわけです。社会の前提として、女性にもこうした働き方を求めるのでは、問題の解決になりません。先ほども言うておりましたように、全体の戦略をどのように組み直すかということに私は関心があります。

ジェンダー視点と社会科学

次に、ジェンダーの視点を入れたら、本

当に社会科学は変わるのでしょか。もちろん社会科学においてジェンダーの視点が必要であることは、だれもが認めています。その視点から、もう一回社会を変えていかなければならない、再編しなければいけない、これも多分みんなが共有している問題意識だと思います。しかし問題は、社会科学はどう変わるのか、本当に変わるのかということです。

今回の論文集では、憲法学、政治学、経済学、いろいろな視点から議論がなされており。経済学に関していうと村松さんは、今までマクロ経済学では、再生産経済と女性のアンペイドワーク(unpaid work)の供給は無限と仮定していたことを指摘されました。つまり、マクロ経済学は、女性が賃金を払われない形で働くリプロダクションという供給は無限であるとの前提を組み込んで形成されているというのです。

しかし、もうそれは成立しません。公的サービスを削減すれば、その社会的な負担を女性に移しかえることにほかならない。この視点までを入れた形でマクロ経済学を再編し、社会的効率概念を導入しなければならないという指摘は、非常に重要であると思いました。これは多分、経済学のあり方に大きく変化を迫る視点でしょう。

憲法学、政治学についてはどうか。ここで「シティズンシップ」と「代表制」の概念が繰り返して出てきているのは象徴的です。ポイントは、「ウルストンクラフトのディレンマ」に尽きるかと思います。

「男女平等だから、男と女は同じだ」と強調すればいいのかといえ、それは違う。たとえば男と同じように女も働けばいい、となると、実は問題を覆い隠してしまいます。男女の置かれた状況をめぐる実質的な問題、特に私的領域にある問題が見えなくな

ってしまう恐れがあります。では、「男と女は違う、だから違う扱いをするべきだ」と言い切ってしまうと、今度は結果的に「違う」ということが固定化してしまいます。だから、同じと強調すると隠された大切な違いが見落とされてしまうし、違うと言うと不平等な扱いが固定化してしまう。「同じと言ってもだめ、違うと言ってもだめ」という状況をどう打破するかという問題が、この本を貫く重要な問題であるとともに、今後も本当に考えなければいけないことだと思います。

政治的シティズンシップと社会的シティズンシップ

政治学に関していいますと、先ほどからも出ているように公私二分論が、今まで非常に大きな規定要因としてありました。要するに政治というのは人々の公的な領域にかかわる問題であって、私的な領域は政治の外の問題である。政治学はこの二分法に長らく依拠してきました。ところが、もはやこの二分法は通用しません。これは今や、コンセンサスであると言っていいでしょう。しかし、実はいまの政治学は、そこに立ちどまってしまっている気がしてなりません。

かつてフェミニズムは、パーソナルな事柄は政治的であると主張し、まさにジェンダーをめぐる問題は政治的なものだという形で政治の領域を拡大しました。ところが、その後、政治学はむしろ萎縮してしまった印象があります。政治の領域が無限に拡大してしまうと、逆に政治学は何をやっているのかわからなくなる。というわけで、社会学などではむしろ「〇〇の政治学」という本がたくさん出ていますが、政治学のほうは逆に収縮してしまい、古い意味での公的領域、古い意味での政治の領域に逃げ込

んで、その狭い領域で政治学を何とか守ろうとしている気がしてなりません。このようなこともあって、全般的に言うと、政治学はジェンダー問題に関して、実践・理論の両面において保守的なままのように思います。

これに関して、田村さんから、一つ非常に魅力的な提案がなされています。政治を、国家から家族までの領域横断的なものとしてもう一度位置づけ直した上で、さらに「政治的シティズンシップ」と「社会的シティズンシップ」を区別しようという提案です。政治的なものと社会的なものを、区別した上でもう一回組み合わせることです。では、政治的シティズンシップと社会的シティズンシップとは何かといえば、まさに政治的シティズンシップが政治に参画するとの意味での古典的なシティズンシップの概念だとすれば、社会的シティズンシップとは政治参画できるような条件を整備する、または、そうした領域に参画するためのエンパワメントを行うという意味の概念として区分できます。

政治的シティズンシップと社会的シティズンシップを、一体のものでありながら、しかし区別できるようにする。これは、大変魅力的な提案だと思います。さらに、政治思想や政治学を大きく変える一つの見通し図であるとも言えましょう。ただ、政治的なものと社会的なものとを切り離すことはできないが、区別はできるとの論理は、神とイエスとは一体だけど区別できるという神学上の議論とやや似たようなところがあり、実際には非常に難しい問題だと思います。しかしながら、ある意味では、政治が拡大する中で、政治的シティズンシップと社会的シティズンシップを密接でありながらあくまで区別していこうとする試みは、一つの大きな方向性であると思います。

差異と普遍主義

それから憲法学についても、辻村さんの論文を大変興味深く拝読しました。ここで特におもしろいと思うのは、憲法学が普遍主義と差異の問題にいかに取り込むかという点です。言うまでもなく、憲法はあくまで普遍主義に立たなければなりません。すべての人間に普遍的に権利を認める普遍主義が大前提です。他方、先ほど言ったようにジェンダーの問題を含め、人々には実際には具体的な差異があります。その差異を普遍主義的な枠組みにどうやって取り込むかは、本当に難しい問題です。

特に辻村さんはもともとフランス憲法学から出発されていますが、フランスという国は普遍主義という看板を頑として出しているところです。アメリカでは〇〇系アメリカ人といった言い方をします。イギリス系アメリカ人、ギリシャ系アメリカ人、日系アメリカ人などと言いますが、フランスでは絶対にそういう言い方はしません。一人一人を普遍的に個人としてとらえなければいけないので、その人のエスニックな属性を公的に表示することは認められないというのがフランスの建前です。しかしながら、人間は個人的としてみんな平等だ、普遍的に平等だと言うフランスですら、実際にはみんなエスニックな差異があり、その差異をどのように公的秩序に取り込むべきかというのが、法・政治思想の課題として浮上しているのです。

人々の違い、差異、具体的に置かれた状況、それに基づく平等・不平等を、普遍主義の枠組みの中でどう扱ったらいいのか。あくまで普遍主義に立ちながら、その中に人々の具体的な差異を取り込んでいくロジックをどう形成し得るかというこの問題は、フランス憲法学のみならず、憲法学一般に

とっても、今後の一番大きなテーマの一つになるでしょう。

これも言葉で言うのは簡単ですが、実際には難しいことです。差異を取り込んだ普遍主義とは、ほとんど自己矛盾のようなところがあります。しかし、この論理を鍛えていかない限り、憲法学もなかなか前には進めないでしょう。

実質的平等を求めて

その意味で、あらゆる社会科学のディシプリンに問われているのは、今までのように形式的な平等ではなく、より深い意味での平等、つまり、人々の実質的な平等を保障するような議論の必要性です。実質的に一人一人の人間は違うけれども、それぞれの違いを不平等に転化させることなく、むしろその違いを社会的に発展させていく、つないでいく。違いを社会的に開化させることを可能にする条件づくりを、実質的に保障するということです。したがって、より深い実質的な平等を織り込んだロジックをつくりながら、男女、ジェンダー的な区別を固定化しない。こうしたロジックをありとあらゆる分野の中でつくらなければいけないというのが非常に大きな課題としてあると思います。

それから、山下さんのNGOの論文についてですが、我々はいつもNGOというと、国家と個人の間にある中間団体を非常に強調しますが、山下さんの論文では、むしろNGOをこれから個人と国際機関、国際社会をつなぐものとして捉えております。国家はなかなか動いてくれません。しかし、個人がいきなり国際機関にアクセスすることはなかなかできない。そのときにNGOを入れることによって事態の前進を図る。い

わば、国家の媒介抜きに、個人が国際的な機関や国際社会に直接つながるルートとして、NGO、NPOを位置づけ直しています。これも私のような中間団体を研究してきた人間には、目の覚める知見でありました。

今回の論文集はアイデアに満ち満ちています。ただ、それをつなぎ合わせて、本当に壁を超えるための全体的な戦略をつくることができるかどうか。これは次なる課題として、今後ぜひ期待したい。ありがとうございました。

憲法とジェンダー ——憲法学から読む

糠塚康江

憲法学からジェンダーを読む

糠塚でございます。私のおぼつかない記憶の披露から始めさせていただきます。もう 20 年以上前のことだと思いますが、ある大手新聞社の主催で女性の雇用を扱ったシンポジウムが開催されました。当時、日本の、まだ若いけれどもやり手の経営者として知られたある会社の社長が、パネリストの一人に入っていました。その方が「日本にはガラス天井は存在しない」と発言しました。そうすると、すかさずアメリカの女性研究者が、「それは日本の女性が、ガラス天井に達するほど出世していないから気がつかないだけだ」と言いました。

第3巻の書名は『壁を超える』です。天井ではありませんが、あのときからの変化を象徴するかのように私には思えました。不可視であったものを可視化し、さらにそれを乗り越えるための理論をもたらした知のありようを伝えるのが、本シリーズ、ジェンダー社会科学の可能性ということになりました。

第3巻は、編者の辻村さんのお言葉をかりますと、「おもに法学、政治学、経済学、社会学、行政学の立場から、地方自治・分権、男女共同参画行政、労働政治、地域活動、NPO等に着目しつつ、ジェンダー視点にたつ新たな多元的ガバナンスへのアプローチを試みる」ことを内容としています。先ほど申しました本シリーズの魅力からすれば、ここに取り上げられた領域に

ジェンダー理論という横串を刺して、学際的に本書の価値を検証し、いかなるフロンティアを切り開いたかを明らかにすることがコメンテーターに求められていると思います。私は、ジェンダーの視点からするとはなはだ分の悪い、リベラル・デモクラシー的偏差のかかった知的訓練を受けてきました。そこで、あえてその知的資源を活用する意味を込めて、「憲法学から読む」というサブタイトルをつけています。

対して第3巻の編者である辻村さんは、その憲法学の壁に挑まれてきた方です。大学院生の時代に、当時では本国のフランスであってさえ埋もれていた、オランプ・ドゥ・グージュの「女性の権利宣言(女性および女性市民の権利宣言)」を見出されました。それを原点に独自の道を切り開かれています。辻村さんは、第3巻の第1章「政治参画と代表制論の再構築」の冒頭で、「なぜ政治分野の男女共同参画が必要なのか」「いかにポジティブ・アクションが正当化されるか」という問いを立てています。このように「政治分野の男女共同参画」「ポジティブ・アクション」を要件とすることができない、これが憲法学の現在です。この状況は、同じ法学でありながら、ジェンダーの視点を軽やかに取り込む国際人権法学とは対照的です。

以下に私のコメントの骨子を、あらかじめ手短かに示しておきます。まず山下論文との対比において、「憲法学における『女性の権利』の主題化の困難性」を明らかにする

ことから始めます。その上で、ジェンダーの視点が憲法学の壁をいかに超えようとしているのかを辻村論文に見ます。政治分野での男女共同参画に実効性を持たせるためには、アクターの存在は欠かせません。制度化された政治過程にかかわるものとして、村松論文、衛藤論文を位置づけました。そして、この政治過程の働きかけは、社会における男性基準の変革なくしてはあり得ないという主張で一致するのが三浦論文、伊藤論文、田村論文です。

憲法学における「女性の人権」 ——国際人権法学との比較から

憲法学と国際人権法学を対比した場合、同じ人権というタームを用いていながらその理解は異なります。まず、人権主体として何を想定するかです。憲法学は、人権主体を集团的属性から引きはがされた人一般として把握します。これを前提にすると、たとえば、法学において論じられる外国人の人権は、「個人としての日本国民」に保障される「憲法上の権利」を外国人にどこまで拡張できるかという問題の立て方になります。

他方、国際人権法の分野では、固有の属性を持つ類的存在の人権保障を焦点化する条約が起草されています。山下論文が取り上げる女性差別撤廃条約は、女性の人権を対象としています。日本が批准している条約として、他にも「難民」条約、「人種」差別撤廃条約、「子ども」の権利条約などがあります。

また、両者は人権の実現手段についても対照的です。人権を主権との緊張関係に理解する憲法学は、権力への懐疑を基礎としています。リベラル・デモクラシーのか

なめとされる公私区分は、公権力の介入の範囲を画定するものです。人権は「国家からの自由」として観念されることになります。憲法14条1項後段は、男女平等を定めるものとして引用されます。男女平等は実体的に内容が突き詰められてはおらず、性差別禁止として把握されます。性別を理由に、国家権力によって不合理に差別されない権利として理解されます。この結果、「憲法学説の動向は、形式的性差別撤廃に厳しい対処を求めるものであり、積極的差別是正にはかえって壁とならざるを得ないことには注意が必要である」といった言われ方をするわけです。

対して女性差別撤廃条約は、締約国の義務を列挙すると同時に、国家報告制度を用いた国家機関による監視によって、実効性を担保する仕組みを持っています。そうだからといって直ちに国内での実施の担保に結びついているわけではありません。山下論文は、女性差別撤廃条約の国内での実効性を高めるために、NGOが果たしている役割を主題にしています。これらNGOは政府機関や議員に精力的に働きかけています。このことは、国内的には国際人権の保障が、立法措置を含む政治過程において実現される必要があることを物語っています。そうであるならば、国際人権法から国内法への働きかけのために、憲法学が橋渡しをすることが期待されることになります。

憲法と国際人権法学との対話・協働は一定程度進んでいます。しかし、ロースクールへの対応のために憲法学が法律学化していき、判例理論を内在理解しようとする憲法解釈理論戦略が隆盛している状況にあります。その意味するところは、国際人権法の適用に熱心ではない判例状況の

追認になりかねません。これが国際法学に新たないら立ちを与えることになるかもしれません。

「ポジティブ・アクション」の正当化 ——憲法学の革新

女性の人権をシリアスに受けとめる辻村さんは、女性の人権をめぐる国際的な動向に、憲法学の立場から関心を向けられました。そのための方法として、従前の解釈学の枠にとどまらず、歴史学、社会学、政治学の成果を精力的に憲法学に取り入れ、多様な比較憲法史のアプローチを展開してきました。

その成果として、ポジティブ・アクションの類型化をまず挙げることができます。従来、ポジティブ・アクションというと、クォータ制と同義ととらえる傾向がありました。それゆえ、結果の平等を求めるものだから、違憲であるという反応を招いていました。しかし、ポジティブ・アクションに多様な類型があることを明らかにすることで、この誤解を解きました。さらに、政治分野におけるクォータ制の分類と選挙制度との対応も明らかにされています。クォータ制は女性の政治過程の進出を劇的に進める方法として、各国で採用されています。このうち法律によって強制される性別クォータ制は、日本国憲法と同様の系譜に属する諸国の憲法のもとで違憲と判断されています。

そこで、日本でのクォータ制導入に際しては、違憲とならないための理論武装、ないし違憲とならない限界点の解明が必要となります。この点に関して、辻村さんの憲法学における理論的革新として指摘できるのが、「機会の平等の実質保障」概念と「市民主権」論です。

憲法学において、平等は、平等保障の態様・あり方に関する「形式的平等／実質的平等」、平等の実現の場面・過程に関する「機会の平等／結果の平等」に分けて論じられてきました。辻村さんは、従来の議論はこの二つの区分を関連させて論じる傾向があり、実質的平等がすべてあたかも結果の平等を目指すような誤解があることを指摘しつつ、この誤解が、実質的平等を目指すポジティブ・アクションがすべて結果の平等に資するものとして否定する態度を導いたことを明らかにしました。「機会の平等の実質保障」は、ポジティブ・アクションを憲法上の平等の射程に収める重要なかぎ概念です。

後者の「市民主権」論は、直接に性別クォータ制を正当化するために提唱されたものではありません。「市民主権」論は、フランス革命期に登場した「人民(＝プープル)主権」論を、「市民」主体に注目して現代社会に相応しくアレンジしたものです。

「市民主権」論の立場からしますと、「本来の普遍的・同質的(homogeneous)な市民の存在は、多様な利益を重層的に抱える多元的(heterogeneous)な市民の存在を前提にしていることから、前者の意思形成手段でもある選挙制度についても、多様な意思をありのままに反映しうるような制度や措置が求められている」ことになります。よって、「現代の heterogeneous な価値観を homogeneous な政治的市民のそれに転化するひとつの特別な暫定手段」としてのクォータ制が正当化されるとされます。ただし、そこにおける「多様」の意味と次第によっては、性別以外の標識に着目した差異本質主義に基づく代表を求める動きを噴出させるかもしれないといった懸念があります。そこで、第1章辻村論文では、パリエ

民主主義による正当化の道もあることが示唆されています。しかしながら、パリテ民主主義の発祥国フランスでは、理論的な説明がなされないまま、憲法改正によってその正当化が行われてきました。いずれの道にしろ、理論的難点はまだ残されていると言えます。この点に自覚的な辻村論文は、現実的な対応として、政党による自発的なクォータ制の可能性にかけています。こうして山下論文と同じように、辻村論文においても政治的アクターへの期待というものが導出されることになります。

ジェンダー主流化への働き

ジェンダー主流化の働きかけは、既存のジェンダー秩序の中で果たさなければならぬという壁があります。この点でジェンダー予算の視点を提唱する村松論文は、新しい地平を開いてくれるのではないかと感じました。その画期的な内容を今十分咀嚼し切れていないので、簡単にしか触れることができないのが非常に残念です。

また、山下さんが率いるJNNCのレポートによって、男女共同参画の実行に対する国会の当事者意識のなさがつまびらかにされています。国会は、女性差別撤廃条約の批准を「承認」した主体であり、男女共同参画社会基本法を「可決」した主体です。女性差別撤廃委員会における第3回日本レポート審議において、ガスパール委員は、「国会内には、男女平等の達成に責任を有する専門の委員会があるでしょうか」という問いを発しています。国会の主体性を問題としていたと考えられます。第6次日本レポートに対する委員会の総括所見で、国会への働きかけの必要性を指摘していた点は留意すべきです。国会審議の質をより

ましな方向に転換する手法として、私は政策評価に注目してきました。この関心から、ジェンダー予算に大きな可能性を感じます。議会制民主主義の質を高めるものとして、広く合意を調達できると、そのようにも思うからです。

衛藤論文は、政治的に周縁化された人々の意見・要求の意思決定過程の経路として、女性運動を積極的に位置づけ、実質の獲得の道を切り開いています。リーディングケースとして、介護保険導入へ世論を動かした「高齢社会をよくする女性の会」の活動が紹介されています。その中で、立場を超えた女性たちの共闘が注目されます。加えて女性の会は、政党と官僚機構に働きかけを行いました。政治過程における受け皿がどこにあるのか、そしてどのように働きかけていくのかが重要な点であることを物語っています。衛藤論文は、中枢権力への女性のアクセスを支援する女性運動についても記しています。政党については、政党が有権者の求めに敏感であることを指摘しています。そうすると有権者が女性の議員を求めないと、中枢権力への女性のアクセスは難しいということになります。衛藤論文は、女性議員の増加を目指す運動と、女性有権者の意識のずれをどう埋めるかという課題を明らかにしたわけです。有権者の側の変化はどのようにしてもたらされるでしょうか。

田村論文は、女性を組み込んだ政治的シティズンシップと社会的シティズンシップの接合を展望しています。そのために、男性基準の変革が必要となるとされています。男性基準の変革という点で三浦論文、伊藤論文も共通の認識を持っています。三浦論文は、男女の同一性を強調するフェミニズムと、相違性を強調するフェミニズムの

双方が陥っていた「ウルストンクラフトのディレンマ」を乗り越えるために、男性基準の変革の必要性を導いています。また、ジェンダー変革が新自由主義と同調する側面を持っていることから、新自由主義につまみ食いされる危険を指摘している点に注目されます。確かに平等というのは比較概念です。たとえ不平等が認定されても、当事者の実体的権利を現状より保障することを必然的に伴うわけではありません。

ジェンダー平等は場合によっては、男性の貧困化による男女平等の達成に陥りかねません。そこで、ジェンダー平等を実体的に要求する必要性が、三浦論文で指摘されることになります。その中身をめぐって、第3巻及び第2巻におさめられています他の論考とのかかわりで、二つほど注目しておきたい点があります。

一つは、男性基準を変革するジェンダー平等の実体的要求の核として、「男性のケアする権利の回復」を提唱する点です。田村論文は、ウルストンクラフトのディレンマの克服のために男性基準の変革を提唱し、男性によるケア／依存労働への従事に注目する点で、三浦論文の主張と重なります。留意したいのは、田村論文が、すべての男性にケア／依存労働への従事を義務づけるケアフェア論を、好意的に紹介しているところ です。これをどう考えるかです。

連帯はいかに

いま一つは、男女、さらには新自由主義政策によって四層化されている女性たち(①男並みに働ける家族的責任を負わない女性、②家族的責任を負う正規雇用の女性、③家計補助的に働く主婦パート、④家計維持のために働く女性非正規労働

者)の連帯を強調している点です。先ほどの衛藤論文が、「立場を超えた女性たちの共闘」と呼ぶものに呼応しています。三浦論文は、男性意識に配慮する必要性を唱え、「同一価値労働同一賃金」ではなく、あえて「同一労働同一賃金」を選択します。これは「当面の話」というように受けとめるべき性質のものかどうかは、判断を留保しなければなりません。一見すると、第2巻の浅倉論文や森論文と異なるようにも思います。

「ケアする権利」をめぐることは、さらに次の点が気になりました。「権利」と認識することで、「ケアしない選択」は「権利放棄」ととらえられるのか、そのように認識すると「ケアしない選択」をした男性や女性と、そうではない男女との連帯ははたして可能となるのだろうか。こうした疑問を持ってしまうのは、「ケアしない選択」が社会的な規範的圧力を受けることを意味するというふうに、私が現状を理解しているからだと思いますが。そうしますと、「ケアする権利」が承認された状況をどのようなものとして想定するか。それによって回答が変わってくると思われ ます。執筆者からのいま一步先のご説明をいただければ、ありがたく存じます。

三浦論文の連帯の呼びかけに対し、男性の側にそれに応ずる用意はあるのでしょうか。伊藤論文は、男性稼ぎ主型は育児参加できるような働き方を許されてこなかったと指摘しています。この認識に基づけば、男性は三浦論文のいう「ケアする権利」の回復に賛同するように思えます。実際のところはどうかでしょう。男性には女性に対する所有志向と依存傾向があつて、それが男性の権力につながっていると言われます。このような男性権力の犠牲になっている女性と、みずからの問題にさえ気づく手

前の段階にいる男性との連帯の端緒はどこにあるのか、これもお尋ねしたい。

ジェンダー主流化の先鞭をつけたのはフェミニストたちですが、孤立した集団のままでは主流化はかありません。衛藤論文、三浦論文が強調する女性たちの連帯、さらには男女の連帯の必要性は、恐らくどなたも否定しないと思います。連帯の仕掛けによつては、今見たようにケアが注目されています。依存する人たちの間をつなぐ政治は、どのようなものになるか。この点に切り込むのが田村論文です。社会における男性基準の変革によって、既存のジェンダー秩序を問い直す政治参加を展望する田村論文では、シティズンシップが重要な鍵概

念とされます。同時に、政治の定義そのものが国家から家族まで、領域横断的・多層的に政治が存在することを明らかにするものだという指摘がなされています。先ほどの宇野さんは、この問題からの新たな地平を論じられたと思います。

この点に対する私の用意はありませんが、一つ指摘できるとすれば、人権はそもそも全方位的なものだったということです。他者との関係を規律するものが人権であったという先祖返り、これが今日の権力状況の地場でどのような意味を持つのか、これも憲法学が考えなければいけない課題だと思います。お聞きくださいましてありがとうございました。

【労働と生活の保障】

ジェンダー社会科学の可能性 第2巻 目次 『承認と包摂——労働と生活の保障』

序論 経験知からの学の射程の広がり(大沢真理)

I ジェンダー分析の学的インパクト:社会的排除／包摂を見据える

- 1 経済学・社会政策の再構築(大沢真理)
- 2 労働法の再検討(浅倉むつ子)
- 3 「価値の承認」・「資源の配分」の実証研究(森ます美)
- 4 承認と連帯へ(武川正吾)

II 課題と可能性:再編成と共生

- 5 貧困と社会的排除(阿部彩)
- 6 雇用の非正規化と労働市場規制(遠藤公嗣)
- 7 社会的経済が示す未来(田中夏子)
- 8 レジーム転換と福祉政治(宮本太郎)

「比較福祉国家／レジーム論」のもうひとつの比較軸

埋橋孝文

「援商品化」もしくは「助商品化」

同志社大学の埋橋です。今日のメインテーマであるジェンダー分析と、それとほぼ同時期に進行した「比較福祉国家／レジーム論」との関係について検討してみたいと思います。

この問題については、第2巻の『承認と包摂——労働と生活の保障』の中で大沢真理さんが序論と第1章で言及し、また武川正吾さん、宮本太郎さんもそれぞれ「承認」「連帯」「包摂」というキーワードに即しつつ、「比較福祉国家／レジーム論」を参照事例に挙げています。

私のコメントは、「比較福祉国家／レジーム論」の中でもキーとなる概念である「脱商品化」について、最近の私見を紹介し、それが「ジェンダー社会科学」、特に女性のワーキングプアの問題に対して何を提起しているのかを考えてみるというものです。

関連する章としては、大沢真理さんの序論と第1章、特に序論第1節(3)「労働力商品化の限界」と第1章第2節の「比較福祉国家／レジーム論とその限界」、それから森ます美さんの第3章第4節(4)の「『賃金』と『社会保障』のバランスの取れた生活保障へ」、武川正吾さんの第4章第2節「生産レジームから再生産レジームへ」、阿部彩さんの第5章第2節「貧困の女性化」、宮本太郎さんの第8章第2節(1)「福祉レジームと雇用レジーム」が挙げられます。

さて、エスピン＝アンデルセンの「三つの世界」論では、「脱商品化」という概念が分析のキーとなっていることはご承知のことと思います。これに対して、去年に上梓した私の本(埋橋孝文(2011)『福祉政策の国際動向と日本の選択——ポスト「三つの世界」論』法律文化社)では、エスピン＝アンデルセンの「三つの世界」論以降の新しい展開を検討して、ワークフェア、あるいは給付つき税額控除制度を通してのメイキング・ワーク・ペイなどの動きを考察し、それを「援商品化」ないし「助商品化」と名づけています。この言葉は、「脱商品化」を意識してのことですが、まだ私しか使っていない言葉です。「商品化」あるいは「脱商品化」「再商品化」という言葉をこれまで聞かれたことがあるかと思いますが、それらとは意味を異にした概念です。

1990年代以降の社会保障あるいは労働をめぐる様々な動きは、このキーワードに則して理解すると、明確に理解できるのではないかというのが主張の眼目です。私はこの本の副題を『ポスト「三つの世界」論』としました。「三つの世界論」を超えて、というところまでは熟していないので、ややあいまいな「ポスト三つの世界」論としたわけです。この「ポスト三つの世界論」が「三つの世界論」に対してどういう位置を占めるか、という観点から、今日のコメントを始めたいきます。

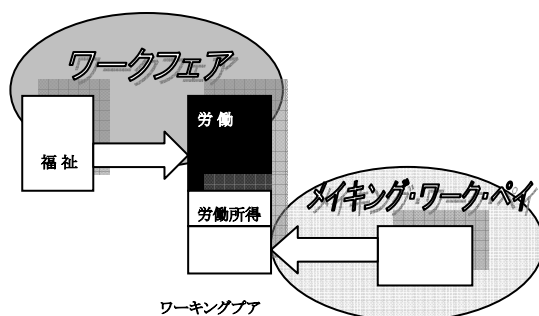
ワークフェアの「無理」とメイキング・ワーク・ペイ

この「援商品化」「助商品化」というのは、ワークフェアの動きが 1990 年代に前面に出てきたことと関連しています。しかし、ワークフェアには「無理」もしくは「本来的な困難」(アポリア)があると言わざるをえません。ワークフェアが主張される背景には、マクロ的な経済状況と財政問題の悪化により福祉支出がスムーズに行かなくなってい

ることがあります。しかし、労働市場も同様に十分な雇用機会を提供できないことを意味しているにもかかわらず、ワークフェアは労働市場に解決を委ねようとしているのです。

図1の意味するところは、福祉から労働へという動きがワークフェアと言われますが、それは労働の中身あるいは質を問わないという特徴があるということです。黒く塗りつぶしているのは、そうした意味合いからです。ワークフェアと、メイキング・ワーク・ペイとを概念的に区別したものであります

図1 ワークフェアとメイキング・ワーク・ペイ



筆者作成

それに対して、メイキング・ワーク・ペイは何をしようとしているか。まず、これも労働の中身を問うものではありません。その果実というか所得について、給付つき税額控除、より一般的にはインワーク・ベネフィット (in-work benefit) という、仕事をしながらもらえる社会保障給付によって所得の下支えをするものです。仕事がペイするようにする、あるいは仕事が割に合うようにするのがこのメイキング・ワーク・ペイという概念です。ワークフェアを各国とも、特にアングロサクソン諸国を中心に採用したわけですが、そもそもの限界は、その労働の中身は問わないし、労働の果実が適正かどうかで

あることも問わないことにありました。とすると、ワークフェアもスレイブフェア (slavefare)と言われるような現象が起こってくるわけです。それまで福祉給付をもらっていた人を労働市場に押し出しても、そこで生活できなければ、それは持続的な政策になり得ないのです。ワークフェアの限界を一部補う形で、メイキング・ワーク・ペイが出てきたというふうに考えたらいいかと思います。

ワークフェアとディーセントワーク

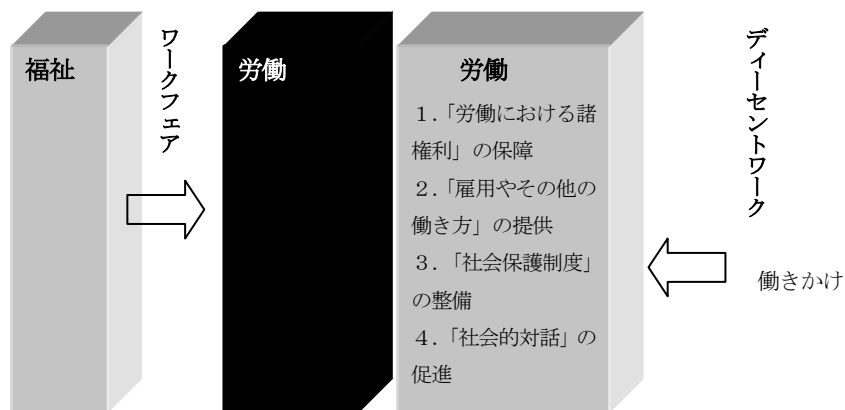
最近、ディーセントワークもかなり知られ

てきております。ディーセントワークは、①「労働における諸権利」の保障に始まって、②「雇用やその他の働き方」の提供、③「社会保護制度」の整備、④「社会的対話」の促進という四つの極をもっています。研究者によって「社会保護制度」の整備、「社会的対話」の促進への比重の置き方が異なってきます。場合によっては「労働における諸権利」と「雇用やその他の働き方」の提供だけを取り上げる方もいますし、「社会保護制度」の整備や「社会的対話」の促進を含んでいる人もいます。「社会保護制度」の整備は狭義の労働ではなしに、社会保障まで射程を広げているものです。「社会的対話」の促進は、政労使の三者構成から

なる、あるいは三者の合意によって運営されるILOの基本的な立脚点かと思います。

ディーセントワークは、ILOの起死回生の戦略だと私は思います。世界銀行、OECDなどの国際機関間の競争も激しくなっているときに、ILO はやや遅れをとっているというか、行動がやや鈍いと言えます。その理由として政労使の同意を必要とすることがあげられます。ともあれ、ILOとしては21 世紀に入っの基本的な戦略としてディーセントワークを採択したと理解しています。図2はワークフェアとディーセントワークとの関係、違いを図示したものです。ただし、このディーセントワークは、直接、今日の話と関係するわけではありません。

図2 ワークフェアとディーセントワーク



筆者作成

賃金補助としての援商品化、助商品化

1990 年代以降の、ワークフェアやメイキング・ワーク・ペイなどが世界を席卷していく過程、動きを見ていくと、やはりもう少し理論的に整理する必要があります。

インワーク・ベネフィットなどのメイキング・ワーク・ペイ政策(給付つき税額控除がその代表)は、働きながらもらえる一種の賃

金補助のようなものです。これを私は「援商品化」もしくは「助商品化」と呼んだわけですが、エスピン＝アンデルセン「三つの世界」論で大きなウェイトを占めた「脱商品化」と「商品化」との対立軸以外に、この「援商品化」「助商品化」を軸にした比較福祉国家／レジーム論があって然るべきではないかと考えます。

もっとも、メイキング・ワーク・ペイは事実

上の賃金補助なので、「経営側にとっては、より安い賃金での雇用が可能になる」「低賃金職種の温存につながる」といった批判も当然あり得ると思います。しかし、労働側、特にワーキングプアの人にとっては、低所得者の所得が下支えされるメリットがあります。1990年代以降を見ると、「脱商品化」という動き以外に、こうした「援商品化」「助商品化」と言われるような仕組みをめぐる動きが顕著であったと言えるでしょう。

しかし、これをどのように理解したらいいのでしょうか。脱商品化指標の意義を私は認めていますが、繰り返しますと1990年代以降の新しい展開は、脱商品化指標だけで、脱商品化指標を基準として判断できる性格のものではありません。こうした「援商品化」「助商品化」の新しい関係軸を視野に入れて、初めてこの新しい展開が理解可能になると考えています。比喩的に言えば、「商品化」あるいはそれと180度異なる「脱商品化」といった直球勝負の世界に、「援商品化」もしくは「助商品化」なる変化球、クセ玉が出現したようなものだと思います。

賃金補助の性格をもつメイキング・ワーク・ペイ政策をどう評価するかは実は難しい問題だと思います。イギリスの救貧法の歴史をひもとくと、旧救貧法のスピーナムランド制が、主として地主階級負担の税金を原資に労働者への賃金補助を行っていました。このスピーナムランド制が、いまだヨチヨチ歩きの資本主義を手助けし、その自立的運行と興隆を結果的にもたらした史実を想起させないでしょうか。賃金補助ということです。これが何百年後の今、全世界の先進資本主義、特にアメリカを中心に起こっているのも、いろいろと考えさせられます。

この間、高木郁朗さん、宮本太郎さん、

新川敏光さんという議論してきましたが、今日の資本主義社会は、グローバリゼーションという局面で、かつてのスピーナムランド制と同じように、賃金補助という一種の「杖」を必要とするようになってきたのか。だとすれば、この杖はだれのために用立つものなのか。複数の階層に効果がみられ今後ますます普及していくものなのか、興味は尽きませんし、解明される点は多く残っています。この議論は恐らくベーシックインカムにも共通するでしょう。

繰り返しますと、メイキング・ワーク・ペイには、雇い主のほうは給付つき税額控除等があるために安い賃金で済むという側面があります。昨日までイギリスに行っていましたが、イギリスのいろいろな方に意見を聞いても、今日ワーキングプアにとって、以前の社会保障給付と同じような意味を給付つき税額控除が持っているとのことでした。その金額の多い少ないが生活に大きく影響するわけです。

今後、一つの階層にしかメリットをもたらさない制度はあまり長続きしないかもしれません。雇い主にも、あるいは特に低所得の賃金労働者にも役立つことから、今後、この賃金補助の性格をもつメイキング・ワーク・ペイは、ますます普及していけるのかどうか。このあたりを今後の検討課題にしたいと思っています。

「比較福祉国家／レジーム論」の創造的發展とジェンダー分析

このような観点から本書をみると、本書が主張しているジェンダー社会科学、ジェンダー比較論は、「比較福祉国家／レジーム論」の限界を指摘する、あるいはそれから一歩抜け出そうとしている試みといえるの

ではないでしょうか。

ただし、私自身は「比較福祉国家／レジーム論」を踏み台にというよりも、その新しい展開を視野に入れて物事を考えたいと思っています。たしかに、これまでの比較研究は踏み台としての役割もあります。しかし「脱商品化」を軸に展開されてきた「比較福祉国家／レジーム論」そのものを「援商品化」「助商品化」の比較軸を入れながら創造的に発展させていくことも必要でしょう。

そう考えると、たとえば森さんの第3章第4節の最終項である「『賃金』と『社会保障』のバランスの取れた生活保障へ」については、こうしたインワーク・ベネフィットの問題が、かなり以前にあった社会的賃金論という類

似の議論と関係しています。あるいは、武川さんの第4章第2節「生産レジームから再生産レジームへ」については、特にワーキングプアの人の生活保障を考え、その再生産を可能にするものとして注目する必要があります。

555万人といわれるワーキングプアの今後のあり方、政策を考えるときに、こうした比較福祉国家論の到達点と、それを踏まえた上で新しい理論的な開発をすすめて発展させていくことは、ジェンダー分析と豊富な対話の機会を提供するのではないかと思います。

以上で、私のコメントを終わります。どうもありがとうございました。

同一価値労働同一賃金、その後 ——再び、承認と包摂を問う

萩原久美子

はじめに——可能性のトポスの探求

萩原でございます。本日は第2巻『承認と包摂へ』に収められた論考にコメントしていくより、むしろ第2巻の議論に大いに刺激を受けた一読者であることを出発点に、私なりに考えたことをお伝えしたいと思っています。これらの論考が今後、どのような議論の可能性を開いていくのか、どのような論点へとつながっていくのか。そのような第一部の総タイトルである「可能性のトポス」が意味することを念頭に、第二部に向けた話題を提供できたらと思っています。

まず、この本の特徴は「承認と包摂へ」をメインタイトルに持ってきたところにあります。承認と包摂というキーワードをメインにすえて、副題である「労働と生活の保障」を論じるぞ——という構えです。労働と生活の保障を、ある局面、ある時間軸で切り取って静態的に語るのではなく、それは承認と包摂という問題に対してどうかかわるのか。そのことが過去、現在にとどまらず、未来のビジョンをも問う議論のダイナミクスを生み出していると思うからです。つまり、論考の中に提示されている構想、ビジョンがもし実現したら、承認と包摂という観点から新たにどのような課題が見えてくるのか。そういう意味での思考実験を読者に触発してくれています。

その際、次のような疑問がどうしても出てきます。90年代以降の新自由主義の潮流、とりわけ90年代末以降の新自由主義的構

造改革の本格化のもとで、人々がこれほどまでに雇用労働をめぐる不正の経験をしているにもかかわらず、なぜにその声が封じ込められるのか、なぜに声があげられないのか。承認と包摂へと向かう試みには、不正の経験を沈黙させる構造や論理——それはたとえば自己責任であったり、選択であったり、あるいは自律した個人、合理的経済人になるわけですが——を同時に考えることが求められていると思うのです。

そこで、私が着目したのが「同一価値労働同一賃金」です。第2巻では、この分野の第一人者である森ます美さんを筆頭として、浅倉むつ子さん、遠藤公嗣さんが中心的に論じられていますし、他の巻でも三浦まりさんをはじめ多くの方が言及しています。このように、多くの論者が実践的構想、現状を打破する起爆剤として同一価値労働同一賃金を取り上げています。では、もし仮に「同一価値労働同一賃金」なるものが政策として実現した時に、承認と包摂という切り口から再度、どのような課題が私たちに突き付けられるのであろうか。その際、不正の経験を封じ込める、あるいは承認闘争へと結びつける力とは何なのか。「同一価値労働同一賃金、その後」から、可能性のトポスを考えてみたいと思いました。

承認における業績原理 ——その可能性と限界

今、パワーポイントでお見せしているの

は、アクセル・ホネットの承認の第三形式「社会的価値評価」の定義です。

承認論に関連してはアクセル・ホネットとナンシー・フレイザーの論争があるので、ホネットの優位性を主張していると思われそうですが、そういう意図はありません。ここでホネットに依拠して論じてみようと考えたのは、彼が労働を承認の重要な源泉とみなし、その社会が何を「労働」とみなすのか、その「労働」の編成のありかたが社会的価値評価——承認の構造とかかわっているという議論をしているからです。そして「労働の価値」をめぐる権力や、その権力関係のもとでの社会的排除と社会的包摂の動態的過程を含んだ議論が可能になるのではないかと考えたからです。

戻りますが、その承認の第三形式である社会的価値評価について、ホネットは「個が人格として、またその諸能力が具体的な共同体にとって公正な価値を持っていると承認されている」としています。労働に引き付けるならば、労働の場あるいは職場で個が人格として承認され、同時に個人の労働とその成果・業績というものが、ある特定の社会、共同体の中で価値があると承認されることだといえるでしょう。

このような「承認」の観点から同一価値労働同一賃金という方法を考えると、その起爆力は非常に大きいことがわかります。これまで過小評価されてきた女性の仕事、あるいは女性であるがゆえに過小評価されてきた労働——そうした女性の社会的活動とその業績に対して適切な価値評価を要求して、それを実現していく道筋を示しているわけですから。しかも、承認闘争を通じて、労働に見合う物質的な資源の分配のみならず、労働それ自体の再評価、さらに女性の自己のアイデンティティの向上を

も獲得していこうというわけです。

このように考えると、同一価値労働同一賃金は社会的価値評価の要求を通じて社会的排除から社会的包摂へのプロセスへと導く実践的構想であるといえます。同一価値労働同一賃金を基軸として、批判のポテンシャルを具体的な不正の経験に基づく異議申し立てへ、承認闘争における具体的なビジョンと可能性を提示するものだといえるでしょう。

しかしながら、同一価値労働同一賃金自体は労働の価値を業績の原理から導くわけで、業績、能力パラダイムは、やはりここでも超えられないのではないかという疑問があります。つまりジェンダー中立的な評価によってもなお、底辺の職種・職務の格付けというものは必ず出てくる。では、そのときに最底辺の問題、最底辺に格付けされた職種の人たちに対してどのようなことができるのか。つまり、価値の再評価という解放的な側面と同時に社会的排除のメカニズムを備えてしまっているという問題をいかに乗り越えていくのか。

さらに、ある時代とある特定の社会が求める「価値」、あるいは「業績の型」からどこまで自由なのか。実はそのようなイデオロギーの側面——規範、文化的な権力それ自体を根底から問い直さずとも、労働の評価それ自体を見直すことはできるのではないか。たとえば、業績、能力として評価されているものの多くは男性稼ぎ主型モデルのイデオロギーに基づく評価です。であれば、たとえばケアの再評価を求めるときに、現時点での生産レジームに適合的な言葉に置きかえての再評価を求めていく。ケア労働は知識労働である。この労働は能力、専門性が必要な感情労働である——。

武川さんは再生産レジームと生産レジ

ームの連関を抜きにして福祉国家を語ることはできないと主張されています。しかし、再生産レジームにある活動または再生産労働そのものの価値というストレートな議論にはなかなか持っていけない。同一価値労働同一賃金を通じた「承認」が既存の業績、能力パラダイムにとどまるのであれば、批判のポテンシャルとしての不正の経験というのは、制度的に封じ込められる可能性があるのではないかというのが私の疑問です。

不正の経験はなぜ封じ込められるのか

もちろん、このような問題に対して執筆者の皆様は具体的な提案をされています。森さんは公正な賃金の実現という観点から、同一価値労働同一賃金と最低賃金の充実が両輪である、雇用者報酬の回復と賃金原資の拡大も必要だと指摘されています。遠藤さんは職務評価のプロセスに労働組合など労働者の関与が重要なポイントになると提起しています。

しかし、それはだれがどのように実現していくのか。90年代以降、我々が見てきた現実——不正の経験が承認をめぐる闘争に至らない、闘争は排除につながる——そのような構造の中で、不正の経験を沈黙させる論理や労働のあり方を変えるのはどれなのか。

労働組合組織率は低下し、労働契約の異なる労働者と複雑なシフトを背景に職場コミュニティも形成しがたい。それ以上に、この間、顕著であったのは「新自由主義によるフェミニスト言語の乗っ取り」ともいえるような現象でした。フェミニズムあるいはジェンダーという視角は、社会的諸関係に介入する権力によって、ある特定の属性が不

均衡に位置づけられ、不平等な結末を抱えざるを得ないことを主張してきました。そのような対抗言語が90年代以降、多様性の尊重、多様なライフスタイルの尊重という形で政策に取り込まれ、男女共同参画の政策として反映される一方、自己責任と自律した個人の合理的な選択を前提とした「多様性」という政策言語によって、不正の経験を封じ込みやすい状況を生み出してきました。

さらに、第2巻の論文を読んでいると、男性稼ぎ主型を軸とする労働と生活の保障が、単にジェンダー間格差の固定化というだけでなく、90年代以降、先ほど述べました新自由主義的言語と補強しあいながら、不正の隠蔽メカニズムとして機能したのではないかという気すらしました。

たとえば、阿部さんは政策として女性の貧困化の明示化をすべきだと主張しています。その分析結果を見ると、婚姻の有無で貧困のリスクは左右され、専業主婦の社会的排除リスクは非常に低い。ところが、これを選好理論から説明すれば、彼女らは現時点で専業主婦であることで最大限の効用を得るという選好をしたわけであって、男性稼ぎ主型の労働と生活の保障が維持されているのはこのような選好をする人が多いからだという正当化が可能になります。

男性稼ぎ主型の労働と生活の保障はある意味で、女性内部の格差拡大や女性の分断を生み出す統治の技術として機能してきたわけですが、男性稼ぎ主型の労働と生活の保障自体が機能しなくなってくると、「選好」「効用」で正当化するというより巧妙な不正の構造化が進んでいるのではないかとすら思えてきます。

先ほど第3巻のコメントをなさった糠塚さ

んから、女性の連帯を実現するうえで、だれがどのように政治的アクターとして浮上するのかという指摘があったと思いますが、私も同様です。今、お話しした状況のもとで、集合的な抵抗、承認の要求へと向かう集合アイデンティティの形成の軸はどこにあるのでしょうか。さらに、そもそも不正の経験を不正と言えない、不正の経験が必ずしも承認闘争へと至らない構造をどのように変えていけばいいのでしょうか。その点の解明は私自身の課題でもあります。

ワーク・ライフ・バランス政策の論理と女性の経験

もう一点、気になることがあります。それは、「ワーク・ライフ・バランス」政策という再生産領域と生産領域の接合あるいは両領域の関係調整政策に関することです。ジェンダー変革的と思われる実践的構想であっても、場合によっては批判のポテンシャルとしての不正の経験が封じ込められる可能性がある、と申し上げたことと関連します。

90年代以降、二つの「生産性」向上を軸とする労働の組織化が政策的に推し進められてきました。生産領域での生産性の向上——このようにすれば企業の業績は上がります——ということと、再生産領域での生産性の向上——合計特殊出生率をいかに上げるか。その二つの「生産性」向上をめざし、浅倉さんの論文も指摘されているように、男女共同参画と少子化対策とが微妙な共振関係を保ちながら、展開していった。同時に、派遣法をはじめとする労働法制の規制緩和が進み、雇用劣化といわれる状況も生み出されていった。新自由主義のグローバル展開と、「失われた10年」から

の脱出をはかろうとする時代状況のなかで、日本では、政策文言として2003年ごろから「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が一気に広がっていきます。

その際、日本では政労使合意、国民運動、官民連携による推進体制が構築され、再生産領域と生産領域をめぐる国家、市場、家族間の利害・対抗関係よりも、その共通利害である二つの生産性向上が強調されました。対立する利害や差異はいったん伏せて、めざすべき価値としての合意形成が目指されました。でも、そのワーク・ライフ・バランス政策は企業裁量型、正社員中心、雇用上のジェンダー平等実現に対する国家介入の脆弱性を内包して展開してきました。その上での「選択」「多様な働き方」「多様な生き方」です。

このようなワーク・ライフ・バランス政策を牽引する論理は、果たして本当に女性の労働・活動を承認する論理なのかな、という疑問を持っています。浅倉さんは「労働者としての女性ならではの経験」を中心においたアプローチを提起されており、その点に私も共感します。しかし、その「女性中心のアプローチ」と、対立する利害や差異はいったん伏せて、とにかく「よきもの」として合意を取り付ける政策のありかたは合致するだろうか。女性中心のアプローチからの読みかえをワーク・ライフ・バランスという論理、政策が許すかということです。

そもそも労働者としての女性ならではの経験を中心に置いた場合、ワーク・ライフ・バランスにおける雇用中心のワーク概念との矛盾が明らかになるはずです。現時点での「ワーク・ライフ・バランス」政策は、労働者としての女性ならではの経験を生かすような労働概念は組み込んでいないというのが私の今の結論です。

ですので、現時点での「ワーク・ライフ・バランス」を通じてでは、女性ならではの不正の経験を十全には発信しえないのではないか。女性ならではの経験を中心においた言葉を提起できないのか。その意味で、複合的抑圧に対してはディーセントワークのほうが有効なのではないかという疑問をもっています。

包摂と労働運動のジェンダー主流化

さて、ここで承認の要求へと向かう集合アイデンティティの形成の軸、集合的な抵抗の可能性として、再度、同一価値労働同一賃金に戻りたいと思います。「変革と人間の人格承認を求める自己主張としての労働運動」という文言が武川さんの論文で引用されています。では、労働運動というもの、あるいは労働組合というものに今、そうした可能性を見ることができるでしょうか。労働運動のジェンダー・バイアスがつとに指摘され、とりわけ既存の労働組合のオルタナティブが追求されています。

私は既存の労働組合を全否定し、オルタナティブのみを評価するという立場はとりません。むしろ、どのように既存の組織や新たな運動に参加する多様な主体が結び合えるのかという問題意識を持っています。その意味で、同一価値労働同一賃金に、承認闘争としての社会運動あるいは労働運動のジェンダー主流化のきっかけを見ることができるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

アメリカでの同一価値労働同一賃金運動では女性の労働の再評価という目標に向かって、白人中産階級の女性によるフェミニズム運動と低所得者の女性労働者とが結びつき、課題や矛盾をはらみながらもフ

ェミニスト・労働者同盟と呼ばれる動員構造が生み出されたことは知られています。同一価値労働同一賃金はそのようなジェンダー、階級、エスニシティによる複合的な抑圧と多様な主体との結節点を構築しうるアジェンダとしての側面も持っているからです。

そのような運動は日本で可能でしょうか。その際の課題は、日本だけの傾向ではありませんが、女性による労働運動が主流労働運動(史)からも、フェミニズム運動(史)からも二重に周辺化されていることです。特に戦後の労働組合婦人部、女性部の運動が本当に評価されていないという気がします。また、既存の労働組合か、オルタナティブな労働運動かという労働運動内部の対抗関係において女性の労働問題が取り上げられますが、女性はオルタナティブな運動の中にあるヘゲモニック・マスキュリティと、主流大企業労組の組織の中にある男性稼ぎ手モデルとのはざまにいて、主流ではないのです。既存の労働組合であれ、NPOによる運動であれ、女性による労働運動はオルタナティブな運動の中のヘゲモニック・マスキュリティの壁があり、既存の組合の中で訴えていくときには男性稼ぎ手モデルの壁にぶち当たるということです。

それを克服するうえで、この本のもうひとつのキーワードである「包摂」について、こういう議論があります。

ジェンダー主流化に必要なのは、既存の構造システムにそのまま同化をさせる「同一化を求める包摂」でも、民主的組織のシンボルとして他者を「招き入れる包摂」でもない。組織変革的な包摂とは、メンバーシップの概念を変えることであり、集団の境界をみずから脱コード化する自己決定、

その集団の課題が他の集団によって尊重されることだとします。それによって組織内部の権力関係のバランスを変えていく。

共通項があるから共闘するのではなくて、みんなさまざまに抑圧の形態が違うということを相互承認していく組織のあり方。こういった考え方や実践のケーススタディが労働運動研究の中から出てきています。

生活保障システムと空間 ——東日本大震災

最後になりましたが、大沢さんの論文と田中さんの論文は3.11 によって、あらわになった日本社会の姿と今後の復興の行方を考えるうえで、重要な提案、視点を提供してくれました。大沢さんの論文はサード・セクター、社会的経済が果たす役割をも組み込んだ「システムの成果としての社会的排除／包摂」を提起されています。公的サービスだけではなくて、社会全体のサービスが生み出されるそれ全体、そして購買力もすべて含めた中で社会的排除／包摂をそのシステムのアウトカムとして見ていこうというものです。

一方、田中さんはイタリアの「南部」問題を通じて、協同組合——社会的経済をジェンダー視点から批判的にとらえかえすことを試みています。国家の再分配構造によって高失業率と高貧困率を抱える「南部」という空間が再生産され、女性が社会的経済を率いて地域の生活保障を組織化していく。絶えずジェンダーと地域間格差の再生産の矛盾に抗しながら営まれているという分析です。

この両論文から考えたのは、開発主義が生み出した日本という国土のヒエラルキーにおける「東北」という空間の位置づけ

でした。福島第一原子力発電所の事故によって私たちはいかにあの空間に不正が封じ込まれて、しかし、それによって日本全体の成長が支えられてきたかという不平等な空間の編成を目撃しました。復興という過程で、地域間格差とジェンダー不平等をそのまま再生産するのではない。大沢さんがいっているような生活保障システムをどのように設計しうなのか。「不安からの解放」「抑圧からの解放」というキーワードが重要になってくるのではないかと思います。ありがとうございました。

(参考文献)

- Cobble, Sue (2004) *The Other Women's Movement: Justice and Social Rights in Modern America*, Princeton University Press.
- Colgan, Fiona and Susan Ledwith (2000) "Diversity, Identities and Strategies of Women Trade Union Activists," *Gender, Work and Organization*, Vol.7 No.4.
- Fraser, Nancy and Axel Honneth (2003) *Redistribution or Recognition?: A Political Philosophical Exchange*, Verso
- 赤石憲昭(2007)「ホネットの批判的社会理論の批判性——現代における労働と承認の問題圏」『状況』2007年 11・12月号
- 萩原久美子(2009)「ジェンダー視点からの「ワーク・ライフ・バランス」政策(2003－2007年)の検討」『女性労働研究』No.53.
- 萩原久美子(2010)「「両立支援」政策におけるジェンダー」木本喜美子、大森真紀子、室住眞麻子編著『社会政策のなかのジェンダー』明石書店
- ブルム、リンダ(1996)森ます美、居城舜子ら共訳『フェミニズムと労働の間——コンパラブル・ワース運動の意義』御茶の水書房
- ホネット、アクセル(2003)山本啓・直江清隆訳『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学出版局

【地球的視野の政治経済】

ジェンダー社会科学の可能性 第4巻 目次

『公正なグローバル・コミュニティを——地球的視野の政治経済』

序論 グローバル社会政策の構想(大沢真理)

I ジェンダー分析の学的インパクト:グローバル化を読み解く

- 1 主流派貿易理論, 異端派貿易理論を越えるフェミニスト貿易理論
(ダイアン・エルソン)
- 2 グローバリゼーションとジェンダーの政治経済学(足立真理子)
- 3 交差的抑圧とジェンダー・ジャスティス／ポリティクス(土佐弘之)

II 課題と可能性:地球的問題群へのとりくみ

- 4 人口・環境・開発のジェンダー課題(原ひろ子)
- 5 人身取引問題と国際協力(高松香奈)
- 6 フードガバナンスの比較ジェンダー分析(武田宏子)
- 7 国際法とジェンダー(阿部浩己)

経済学とジェンダー

金子勝

フードガバナンスと「女・子ども」の問題の政治化

金子でございます。まず、専門外ではありますが、武田宏子さんの原稿に一点だけコメントします。というのも現在、私自身は、学問的・論理的に概念を詰めていくという作業よりも直截に現状をみておりまして、原発問題に深くコミットしています。労働組合もふくめた生産あるいは労働の領域を、あえて挑発的にジェンダー・バイアス的な用語を使って「お父さんの論理」と呼ぶとすれば、それと「お母さんの論理」がこれほど衝突している分野はありません。

労働ないし企業の論理で原発の再稼働に賛成するのは男性では 40%台で、反対も 40%ぐらいいるのですが、女性の場合は再稼働に賛成は 20%台で、反対は 60%を超えています。放射線の長期の低線量内部被曝に対する強い批判意識は、専業主婦を含めて女性に圧倒的に広がっています。本シリーズには、再生産領域や持続可能性といった難しい言葉がたくさん出てきますが、社会の再生産と持続可能性ということに対するお母さんの論理が非常に強くなっているわけです。

お父さんのほうは、ちょっとたがが外れてしまった企業の論理で、手続も無視して、とりあえず動かさないと当面の経済がもたないといった言い方が通用するという問題があります。実は食品の安全や子ども手当、

あるいはこのような原発問題などの中に、体制内化してしまった——はっきり言うと電力総連のような——労働組合も含めて、労働の領域と、生活の領域というか再生産の領域との衝突が、非常に表面化しています。それが、これほどの表面化している時代は、そうそうないような気がします。

その意味でフードガバナンスという問題は、ジェンダー・バイアス的に言うと、「女・子ども」の問題が政治化する時代という意味で、とても興味深く読ませていただきました。そのうえで、以下では第1章と第2章について、経済学関係の論点をわかりやすく説明することに挑みたいと思っています。

フェミニスト的な貿易理論

ダイアン・エルソンさんの「主流派貿易理論、異端派貿易理論を超えるフェミニスト貿易理論」に関して論理的に言うと、この論文の性格は、経済理論を論理内在的に追いかけてながら、フェミニスト的な視点を入れた貿易理論を構築しようという論文です。貿易理論では非常に多様な説が存在しているのですが、これをあえて両極という形で主流と異端とに分けていくということです。

異端の中にもケインズ派、ポストケインズ派、マルクス派といろいろあるわけです。もちろん主流と呼ばれるものの中でも、新貿易論など、エルソンさんも紹介していますが、いろいろなタイプの説がちょうどスペ

クトラムのように存在していて、あえて両極の特徴を抜き出し、どちらに乗ればいいのかという論理を展開、構築して、結論的に言うと異端派に乗ってやったほうが、ジェンダーの貿易理論はつくりやすいという議論を組み立てています。

デヴィッド・リカード以来の国際貿易理論で中心的なテーゼとして、「比較優位」があります。その理論の前提というのが、規模の経済というスケールメリットが働かないこととか、労働や資本が完全に移動可能であるとか、労働も資本も完全雇用されていることなどです。一番極端な新古典派経済学といいますが、いわゆる市場の完全競争を前提にしたような理論で貿易理論を組み立てている、という説明があるわけです。

しかし、たとえば労働と土地と資本があつて、これを本源的生産要素と言いますが、これが基本的にそれぞれの国で賦存のあり方がいろいろと違っている。そして市場で競争していくと、それぞれの要素の報酬率が最終的には同じようになるので、たとえば労働が非常に豊富なところは労働集約的な分野に特化するように落ちつくし、資本財が非常に豊富にあるところは資本集約的な分野に特化していく。つまり、得意な分野に適地適産といった形で分配されていって、それでも結果として貿易収支の不均衡は起きないし、最終的には自動調和的な世界が成り立つという考え方です。

これはさまざまに批判されてきましたし、エルソンさんに言わせれば、ほとんど非現実的であるという結論になります。それに対して、異端派は比較優位じゃなくて絶対的優位で貿易は動くという特徴づけをして、需要の不足と技術格差などに絶対的な差がある場合には、貿易の不均衡が継続的に存在することがあるという特色づけをして

います。

女性の雇用差別と貿易の自由化

それでも、主流派の説にジェンダー視点を組み込むとどうなるかが検討されていて、いくつかの例が挙げられています。たとえば、貿易自由化で一部に貧困が発生することを認める説もあるが、そこに制度的メカニズムや政策指針は具体的に組み込まれていないこと、また、雇用主の偏見ゆえに女性の雇用差別が生じている場合、逆に言うとこれは男性に不当に割高な賃金を払っているのだから、貿易を自由化すると結果的に男女の賃金の格差が縮小するという説もある。そのように主流派にもバリエーションもありますというまとめ方をしています。

これに対して異端派に関しては、たとえば社会的福祉などへの支出や賃金が高くても国際競争力は低下するとは限らない、両者にほとんど相関がないという実証結果を引用しています。あるいは誰がどのような労働を担うかは、非市場的なプロセスで社会的歴史的に決まってきて、特に女性の場合には家族や地域社会への無償労働のほとんどを担うことになり、企業は労働の再生産費用をなるべく外部化しようとしていくということを指摘します。ジェンダー的視点を組み込むことが異端派理論では可能だという結論を下します。

それで、エルソンさんの結論は、土地、技術、知識、賃金、労働供給、社会的ネットワーク、時間を取られる他の要求からの自由、市場、好ましい政策環境へのアクセスにおいて、ジェンダーギャップが存在することをきちんと見据えなければいけないということです。開発の本道と邪道ということでは、どうしても低賃金の労働のほうに流

れていくので、賃金を抑えて生産性を上げるやり方は邪道だと。技術革新によって生産性を上げるやり方のほうが本道であり、そういうやり方をやれば基本的にジェンダーの問題は多少とも改善し、あるいはよくなっていくという結論になります。

再生産領域のグローバル化

これに対して足立さんは第2章で、エルソンのようなタイプの貿易理論に対して特色を出しています。これは論旨の中の特徴的なところだけ抜き出しているので、まとめ方が恣意的かもしれませんが、いわゆるグローバル化と呼ばれる現象の中で、金融領域と生産領域に加えて再生産領域がグローバル化しているという面を強調しているのが、一つ特色です。

従来の貿易理論は財がただ交換されていると見るのですが、足立さんの強調点は、多国籍企業の内部で、本社と子会社、子会社間で内部価格により操作ができる世界があることです。もちろんそれに対して税金をまけて特区をつくったり、企業間の送金に関する課税を軽減したりということもあって、問題は単純な貿易理論では説明できないと足立さんは主張しています。

もう一つはアジアを意識して、中心と周辺、あるいは先進国に対する途上国という、割とよくあるパターンの分析にたいして、半周辺みたいなものを射程に入れないと、中国やアジアの「東アジアの奇跡」のような現象を把握できない、ということを強調しています。

結果として、機会費用、すなわち何かをすることによって失った稼ぎにかんして、非市場的な労働が無償であれば機会費用が生じていることになる。この非市場的労働が社会的分業の中に組み込まれています。

しかし、たとえば家事や育児をしてもらうためにお手伝いさんやベビーシッターを雇うとか、子どもを幼稚園に通わせてその時間の養育をしてもらうというように、第三者が代替可能なものは、「労働」の概念に含まれるということから、再生産領域を分析の対象の中心に据えてきます。すると、最近におけるインドネシアからの介護労働者とか、ケア労働も含めた国際労働移動が、分析の射程に入ってくる、ということが足立さんの主張だと思うのです。

低賃金労働か技術革新による生産性向上か

そこでコメントをさせていただくと、エルソンの議論を特に新しいとは思いませんでした。労働市場が分断されているという分析ツールは、60年代末にアメリカのラディカル派(ボールズ、ギンタス)が言った分断的労働市場論のある種の変形だと思います。人種差別的な労働市場というのは同じ均一の市場ではない。同様にセグメントされた女性の労働市場というのが存在しているということになります。

それからもう一つは、いわゆる低賃金労働か技術革新による生産性向上かという対立の軸を加えると、大体こういう枠組みができる。これは一国的な解決策として、技術革新でそこに女性をアクセスさせていけば、基本的にはジェンダーの問題というか、低賃金労働が累積していくという問題は解決するというわけです。

ところが、よく考えてみるとわかるのですが、国の中で都市と農村の格差が起きたときに先進国と後発国ほど大きな格差に広がらないのは、共通の社会政策が適用されていたり、あるいは国家が媒介する再分

配政策が行われていたりするからです。そうした政策がないもて、技術革新をして女性の地位も上がって非常によくなるとしても、逆に低付加価値な領域やケア労働力を途上国から導入してやっているという、同じ国の中で女性間の上下関係、格差が発生する可能性を秘めていると思います。

「多国籍企業と新国際分業」

そこで、大沢さんが冒頭の「はじめに」に書かれています、大沢さんの「国境を越えた共通社会政策が不可欠」という主張は、多分エルソン論文とはなじんでいないと思います。あるいはエルソン論文の欠落を補っているのか。何かそのところがよく見えなかったのか、どう実現可能性を秘めているのかということについてもお聞きしたい。

それから足立さんの論文に関しても、このロジックでいうと「多国籍企業と新国際分業」というのが、多国籍企業内の分業、あるいは企業本社と子会社の分業を新しく組み込むことによって、従来の貿易理論と違うことが言えるということになっているのですが、このロジックからは、足立さんのもう一つの特色である、再生産領域における女性労働の国際移動がなぜ生じるかという問題が、直接論理的には展開されていないように思いました。現実には日本ではFTA、EPAとの絡みでケア労働の国際移動が起きる。という、実はエルソン論文にあるような自由貿易協定や、むしろ貿易理論の範囲の中でこういう問題が日本の場合には出てきているように思います。エルソン論文を意識した批判的なロジックと、実際に起きていることに関する足立さんのロジックが、ずれているように思えたのが非常に気になった点です。

不平等と女性差別

全体として言えることは、不平等を分析の焦点に置いて、個別のジェンダー的視点とどうか、女性差別的な局面があったとすると、それに対して経済学がロジカルにどう考えるかというよりは、メカニズムとしてどうしてそういう問題が構造的に発生してしまうのかということ基礎づけるような議論が、一方であると思うのです。

また、そういう議論、ロジックで進めていくと、どうしても最も不平等な途上国における低賃金労働であったり、無償の家事労働に縛られていたり、ある特定の社会的な規範によって狭い職域に閉じ込められていたり、そういうところに視点が向かいやすくなるわけです。そうすると、今この国で起きている現実の問題はどういうふうに解いた方がいいのかということが、逆に見えなくなってくるような面があるのではないかと。先進国と途上国のジェンダー再配置という言葉が出てくるので、それがどういう相互関係でダイナミズムが起きるのかということが、非常に重要になってくるように思います。

社会保障に関しては、基本的には所得比例年金とミニマム年金による年金一元化で、非正規と正規を同等な扱いにすること、同時に企業の源泉徴収によって未納滞納を解消することができます。女性単身者の貧困は、現行制度を続けていくと恐らく大量に生まれてくるでしょう。離婚でも、ジェンダー・バイアス的な言葉でいうと出戻りで、親元で扶養されているケースで隠れた貧困というのが存在していて、それがどんどん析出されてくるようなものです。

そこで、現物給付が浮上してくるのです。年金給付よりも医療、介護、育児、教育の

重視ということを、我々はずっと主張してきたわけですが、それ自身がセーフティネットになって安心を提供するだけでなく、その分野へ女性が進出しやすいという条件があります。これらの分野が整うことによって、他の分野への女性の進出も可能になってくるわけです。そうすると(女性の雇用促進は)、労働人口の減少と少子高齢化の克服にとっては不可欠になる。つまり、女の人が全部働いてくれないともたない社会なのです。

年金制度からいうと、遺族年金が専業主婦に膨大に払われているのでは、もう制度がもたない。そうすると、皆さん働いて納税者になって保険料納付者になってくださいということになる。共稼ぎのほうが子どもはふえますよ。そういう社会の姿にならざるを得ない。そういう提案以外に、今抱えている持続不可能な状況を克服することはできない。

新自由主義と再分配国家の解体

金融と情報を軸にしてアメリカの衰退を再建しようとしてきたために、ルール of 支配、グローバルスタンダードの強調と国境を低くするという動きが起きたわけです。それを支えた新自由主義により、再分配国家というのは解体してくるわけです。金融緩和と緊縮財政——小泉改革、今のオバマ政権も実は同じになってしまっていますが、こういうポリシーミックスは基本的にはニューケインジアンと呼ばれる人たちがやっていて、明らかにこれは格差を拡大します。

金融緩和は資産価格を押し上げてバブル循環をつくり出し、再分配、現金給付を中心とした財政の機能は落ちてきます。同時に企業が海外移転を進めると、中国で安

いものが生産されるとともに国内で雇用が短期化せざるを得なくなる。技術革新が追いつかなくなってくれば、お互いに相乗効果的に雇用の短期化が発生せざるを得ない。これだけ金融が不安定になり、市場が不安定になって、WTOそのものが限界に達すると、FTAやEPAの増加が激しくなっていく中で、労働そのものを輸出しているインドネシア、フィリピン、バングラデシュ、インドといった国々との関係で、「比較生産量説」にはないケア労働そのものが自由化の対象になってくる。リーマン・ショックが起ってこういうレジームの終焉が露わになったにもかかわらず、繰り返し同じ政策が主張され、事態が改善するどころか、事態がどんどん悪化するということが続いています。

冒頭に戻れば、お父さんのロジックがいまだに支配的で、お母さんのロジックが世論的には優勢であるにもかかわらず、政策決定の領域からほとんど政策に反映されない。このギャップの中で今のシステムの無理が発生していると思います。

ジェンダーと経済学の限界

私の個人的意見が強く出過ぎてしまいましたが、最後に全体として言いたいことは、先進国と途上国の間の相互的なダイナミズム、ジェンダーの再配置を考えるには、一つは人口動態であり、もう一つは家族の形態の変化であり、もっとポジティブに言えば親密圏の変容という先進国側の変化と、途上国側のジェンダー的な課題のずれの中で、お互いにどのような役割を果たすのかということまで踏み込まないと、恐らく経済学だけのロジックでは限界があるというのが私の感想です。ありがとうございました。

国際政治経済とジェンダー

近江美保

「国際」と「女性」

ご紹介いただきました近江です。私は、この『ジェンダー社会科学の可能性』の第4巻が、グローバルに焦点を当てた巻になると知って非常に楽しみにしていました。それは、「国際」と「女性」がずっと私自身のキーワードでもあったからです。グローバルな対象について、あるいは国際的な視点から女性問題を見る、ジェンダーの問題を見るという研究が日本ではまだまだ少ないように思います。もちろんいろいろなところに入り込んではいますが、それ自体を正面からとらえる研究は少ないように感じてきました。それで、この第4巻を非常に心待ちにしていたわけです。

私の専門は国際法です。しかし、グローバルな視点から私たちを取り巻く状況について考えるためには、経済の問題ももちろんそうですし、国際関係、国際政治、そして国際法と分野横断的なアプローチをとることが必要だと考えております。こうした立場からもこの第4巻のアプローチは、非常に魅力的なものです。フェミニスト分析あるいはジェンダー分析の目的は、さまざまな事象やそれをとらえるための理論や認識の枠組みの中に、どのようなジェンダー・バイアスが隠されているのか、どのように権力的な関係が埋め込まれているのかを明らかにすることにあります。また、女性あるいはさまざまな意味でのマイノリティや不利な立場に置かれている人々が生きやすくなるように、現実を変えるための道すじをその

中から見つけるという明確な目的を持つものと私はとらえています。

グローバリゼーションについてのジェンダー分析

この第4巻を貫くキーワードは、言うまでもなくグローバリゼーションです。しかし、序論の大沢論文にあるように、この巻が目指しているのは、現在行われているような地球上のごく限られた一部の力を持ったプレーヤーのみがさまざまな決定を行うという形の政治、経済、社会のガバナンスではありません。そうではなく、それらに対抗するものとしての「公正なグローバル・コミュニティ」であって、これをつくり出すためのオルタナティブなグローバリズムが主題です。オルタナティブなグローバリズムは、特にジェンダーを意識しない形で語られることも多々あるわけですが、そこにジェンダーという視点を加味することで何が見えてくるのか。また、公正なグローバル・コミュニティを実現するために、ジェンダー社会科学はどのような道すじを提示することができるのか。このことを第4巻所収の論文からみていきたいと思います。

国際社会をどうとらえるか

まず、「国際社会」をどのようにとらえることができるのか。現在の世界をみるときの大きな前提として、経済グローバリゼーションの進展があります。これについては第1

章と第2章に関して金子さんからお話がありましたので、細かいところは省きます。ただ、経済的なグローバリゼーションといっても、経済だけがひとり歩きをしているわけではもちろんありません。たとえば貿易自由化について、エルソン論文でも指摘されていますが、それに付随する資本の自由化、労働市場の規制緩和などを導入するための政治や法律も、経済的なグローバリゼーションを支えるものとして機能していることは押さえておくべき点だと思います。

国際社会と国内社会との相互関係も、国際社会をみていく上で重要なポイントです。レジュメには「国際法や国際機関の政策による国内政策への影響」と書きましたが、ここには国際法や国際機関だけでなく、ほかの国がどのように行動しているのかももちろん大きく影響してきます。また、国内の政策が国際的な影響を受けていると同時に、一国内の政策がグローバルに影響を及ぼすことも既に自明と言えます。そうした点に触れている論文が、本シリーズにはたくさんあったと思います。第4巻の中では、特に第5章と第6章で国内と国際とのリンケージについて詳しく述べられています。これについては後で取り上げたいと思います。

国際社会における主体としての男性

もう一つ、国際社会を見るときに忘れてはならないのは、どの研究領域においても、国際社会の伝統的な主体は男性を基準につくられてきたということです。第4巻で取り上げられているどの研究領域でも、理論的な主体として想定されているのは男性です。たとえば、経済学であれば自律的な個人たる合理的経済人(エコノミックマン)として男性が想定されています。経済学におけ

る合理性とは、効用あるいは利益を最大化するために最も合理的な方法を選ぶことであり、足立論文が指摘するように、これはジェンダー・ブラインドであることによつてのみ、理論的抽象化が可能になります。なぜなら、ここには再生産やケアの概念が含まれていないため、ケアを担う女性を考慮するとうした主体像は成り立たなくなってしまうからです。

国際法学においても、主権を持ち、互いに独立で平等な国家というのは、男性を模したものであることが、第7章の阿部論文で指摘されています。また、国際関係論、国際政治学においても、主権男性や政治的人間としての国家像があります。これらはマキャベリの時代から脈々と続いてきたもので、すべての国家は自分の利益の最大化を目的としており、そのためには他者を支配しなければならないと考えている。したがって、そうした国家同士の関係からなる国際社会では戦争が起きてもしょうがないのだという認識のもとに、研究分野自体が組み立てられてきたわけですから。

国際社会の多様性と格差

国際社会あるいは国際的な事象を分析の対象とする場合、その多様性と格差の大きさは、国内よりも大きい場合が多々あると言えます。そこから生ずる問題としては、この第4巻で取り上げられているような国際的な労働力移動や分業、ケア・ギャップ、環境問題、人口・健康問題、人身取引、食糧危機、紛争などがあります。

また、「国際」社会であるということ、すなわち、その社会の中に国境が存在していることによって、そうした多様性や格差が容認されやすくなっているとも言えます。この

ことについては、再生産領域のグローバリゼーションについて、足立論文が「国境を越えつつ国境を利用している」と指摘しているとおりです。

「第三世界フェミニズム」

そうした多様性と格差の存在する国際社会において女性の状況を見る場合、ジェンダーだけではなく、歴史、人種、民族、経済的・社会的な階級、宗教、セクシュアリティなどさまざまな要因が相互に作用した結果として、ある特定の状況が生じていると認識することの重要性があげられます。このような要因の交差を指摘してきたのが、阿部論文が言及する「第三世界アプローチ」あるいは「第三世界フェミニズム」と呼ばれる主張です。そうした主張の中には当然のことながら、これほどまでの格差を生み出したのは人種差別的な植民地政策であるとか、現在も途上国を利用して先進国企業が利益を上げているといった、グローバル・サウスから北への異議申し立ても含まれています。また、実は国境だけではなく、国籍や経済・社会的な階層などという境界線によって、先進国それ自体の中にも第三世界が存在していることも指摘されています。

ジェンダーと開発

こうした格差が存在しているために開発が必要だと言われるのは国際社会を考える上で当然のことだと思います。開発は、国連ミレニアム開発目標にも見られるように、国際社会にとってまさに喫緊の課題として位置づけられています。また、第4章の原論文にも述べられているように、開発

が単に国単位の経済成長を目指すだけではなく、そこに暮らす「住民生活の『よりよい方向への変化』」を目的とするものであるならば、先進国にとってももちろん開発は必要であり、昨今その重要性がより大きくなっていると言えるでしょう。

ただ、自分の研究の中でも、また今回この第4巻を読む中でも気になっていることがあります。「開発」という言葉について、原論文の中では、かつて日本政府は「発展」と訳していた。それを「開発」と訳すようになったと紹介されています。その経緯については、わたしも聞いたことがあります。「開発」は development を訳したものですので、development をそのまま使ってしまうとこの区別はなくなります。しかし「開発する」という言葉は目的語を必要とする他動詞です。フェミニズムやジェンダーの視点からエンパワーメント、エージェンシーというものを考えたときに、訳語として他動詞を用いることは本当に適切なのだろうかという疑問を最近抱いております。これは私自身の課題として、つけ加えたいと思います。

交差性、複合性への着目

それでは、このような国際社会において変革のための道すじ、「公正なグローバル・コミュニティ」をつくるためにどんなことができるか、何を取っかかりにしたらよいかについて述べたいと思います。

この第4巻の中で取り上げられているひとつの方法は、交差性あるいは複合性への着目です。これは、問題の要因とアクターおよびその所在と機能を描き出すこと、すなわちマッピングとして第3章の土佐論文で紹介されています。土佐論文では、どこにだれがいて何をしているか、どういう関

係にあるかということ地図の上であらわすだけではなく、「その対象である政治的地勢(中略)を変えるための作業であるとともに、俯瞰する視座そのものの修正作業」であるとマッピングを位置づけています。単に記述するだけではなく、そこに見えてくるもの、また、見方そのものを修正する機能も含まれているわけです。これは最初に述べたジェンダー分析の目的そのものであるとも言えます。また、ジェンダーを含むさまざまな要因の交差的、あるいは複合的な影響を丹念に探り出すこともマッピングの一部です。これはジェンダー研究の基本的な手法でもあります。

経済学分野における交差性、複合性

さらに、これは先ほど金子さんも指摘されましたが、グローバリゼーションにおける金融領域、生産領域、再生産領域の接合関係が、第2章の足立論文で取り上げられています。フェミニスト経済学では、生産領域と再生産領域の両方を分析対象とすることが提唱されてきましたが、足立論文ではこれに金融領域を付加することが必要であるとしています。今日では、金融領域によって生産領域も再生産領域も規定あるいは領有されているため、フェミニスト経済学が新たな視点から経済社会を構築するためには、この3領域の接合関係の内に潜む支配と依存の関係の組み替えが必要であるという指摘です。この指摘は、現代のグローバリゼーションの複雑さを表しており、多面的に見ていかないと問題そのものを把握することもできないし、そこから何かを引き出して変革のための手がかりを探すこともできないことを意味しています。経済学という分野においても各種の要因の交差

性、複合性への着目が重要になっていることが示されていると言えるでしょう。

第4巻で提示された変革への糸口は交差性と複合性を念頭においたマッピングも含まれていますが、既存の概念を意識的に再定義していく、読み替えていくということです。私たちは目の前に見えているものや、今まで言われてきたことを信じてしまいがちです。しかし、視点を変えたり、ずらしたりすることで、ほかにも見方があることに気づくことができる。そういった今まで見えなかったものを見えるようにする、そして、それを活用していくことこそ、フェミニズムがこれまでもやってきたことであり、フェミニズムの役割であろうと思います。

ジェンダーと国際社会の再構築

そうした読み替えの一つに、エルソン論文が取り上げている経済開発の「邪道」から「本道」への移行がありますが、この点については、先ほど金子さんがお話しくださいました。

また、国境や境界は、現在は分離の象徴であり、人の動きをそこで止めるという機能を果たしているわけですが、阿部論文の中では、出会い、交流、協力、協働の場として国境をとらえる可能性が提起されています。そのためには、国家の性格付けそのものを敵対的・支配的な男性像から、協調的な主体へと読み替えることが必要になります。さらに、国際法や国際関係の中では武力がとても大きな比重を占めていますが、武力を中心に置いて考えるのではなく、どうしたら平和をつくっていけるかに焦点を当てる必要性が示唆されています。現状を平和のほうにずらしていくためには、どうしたらよいか。そのためには、協調的であっ

でも国家として生き延びうることを、国際社会が実際に経験していかなければいけない。これをどのように進めていけるのかも課題の一つです。こうした国際社会の再構築は、序論の大沢論文が言及するグローバル社会政策を実現するためにも必要です。

現在、国連では女性がどのように武力紛争にかかわっているか、武力紛争の中でどのようにジェンダーに配慮すべきかといった決議もいくつか採択されています。ただ、阿部論文でも指摘されているように、実際に存在している軍事主義の緩和や除去を伴わないで、女性の平等な参画だけを進めようとする、既存のジェンダー化された秩序をかえって強めてしまうのではないかと懸念する人々もいます。もっとも、今はまだそうした段階を抜け出していないからこそ、安保理決議1325をはじめとする決議が採択されたとと言えるのかもしれませんが。ジェンダーに注目したこれらの安保理決議が従来のものと異質なのは確かであり、そのことが持つ可能性を無駄にしないための取り組みを戦略的に考えていくべきでしょう。

国家の役割

国家主権についても、先ほど国家像というのは男性的であるとお話しましたが、いつも男性的で周りと対立しているだけではない国家の姿も存在しています。これは土佐論文の中で扱われていますが、たとえばHIV／AIDSの抗ウイルス薬をつくった大きな製薬会社の本拠地である先進国は、WTOの貿易に関する国際法を盾に薬の

安価な提供に反対しました。これに対して、高い価格の薬がいくらできても、実際に途上国で困っている人の命は救えないと、ブラジルや南アフリカのような途上国の政府が反論したという経緯があります。自国民を守るのも国家の伝統的な機能の一つです。そのために主権平等といった制度を利用して大国に異議を唱えることを国家主権の存在意義として再認識することも、既存概念の再定義の一つとして考えることができるかもしれません。

市民社会ネットワークとしてのアソシエーション

こういった形で、国家が対立的な国家像とは違う姿を見せ始めていることもあり、それとともに、これも土佐論文の中で提起されていますが、市民社会組織のネットワークとしてのアソシエーションに注目が集まっています。すなわちさまざまなNGOが協力関係を結ぶことによって、新しい動きをつくり出していけるのではないかと提起がなされています。ネットワークであれば、場合によっては、その一部として国家そのものが参加することもあります。

また、第6章の武田論文がフードガバナンスに関して、たとえば日本の生活協同組合といった既存の消費者運動を活用する可能性に言及しているように、アソシエーションは新しい組織によって作られるとは限りません。アソシエーションの形態や活動方法は、状況や必要性に応じて変化すると考えられますし、ネットワークであるということは、複数の視点が共存する形で活動することもあります。ですから、アソシエーションがそこに関わる人すべてにとって納得のいくものとなるのは、難しい場合もあ

るかもしれません。実際に、国際的な反グローバリズム運動の中でも、男性主導の運動のあり方や、女性のネットワーク内でも南北NGOの間の温度差が指摘されたこともあります。もちろん、土佐論文で紹介されているように、女性の人権やメンズ・ムーブメントなど、意識的に既存のジェンダー秩序を変革しようとする動きも存在しています。

国際社会と国内社会との相互関係

国際社会と国内社会、あるいはそれぞれの政策の相互関係に関しては、第5章と第6章で示されています。たとえば人身取引の問題を国際問題としてのみ扱ってしまうと、原因として送出国の貧困や教育機会のなさにも焦点が絞られてしまいます。しかし、第5章の高松論文は、開発のための政策一貫性という枠組みを使って、なぜ日本には人身取引により入ってくる人たちが多いのかというブル要因への対応が欠けていることを指摘しています。人身取引の一端には日本における需要があるわけです。これは、だれでもわかるはずのことなのに、なかなか取り上げられてこなかった。しかし、日本のジェンダー不平等が人身取引のブル要因となって、途上国の女性の安全を脅かしているとの認識に立てば、日本のジェンダー不平等は国内だけの問題ではなく、人間の安全保障の実現という日本外交の柱を足元から脅かしているものであることを高松論文は非常にわかりやすく示しています。こうした分析によって、具体的な政策の不備を指摘することも変革のための一歩です。

第6章の武田論文では、フードガバナンスという国際的な動きが、どのように食育キ

ャンペーンという日本国内の政策に反映されて、さらに私たちの日常生活に浸透しているか、その関連性を見せてくれています。また、このキャンペーンは、母親を食育の担い手として位置づけ、既存のジェンダー化されたステレオタイプを利用することで、母親役割を固定化する方向性を持っていたことも指摘されています。健康の維持や安全な食品といった価値が広められ、自分の食べるものや健康には自分で責任を持つという新自由主義的な規範が、母親という役割を通して広められていくプロセスは、場面は違いますが、阿部論文にいう、グローバリゼーションが推奨する価値を日常生活に浸透させるという意味での規律権力の機能を具体的に示すものでもあります。武田論文では、消費者が主導権を握る市民主体のフードガバナンスのシステムという、グローバリゼーションへの対抗的な手段の可能性も示されています。

グローバリゼーションへの女性の取り組み

残された課題としては、ほかの方の発表でも取り上げられていましたが、新自由主義の中に女性やフェミニズム、ジェンダーが取り込まれてしまう可能性をどのように防いでいくかという問題があります。エルソン論文は、女性が競争優位の達成者となるか、競争優位の源泉となるかを区別して考えることが必要だと述べています。競争優位の達成者となった女性は、新自由主義経済の成功者として脚光を浴びますが、圧倒的多数の女性は、無償の家族労働者や企業の賃金労働者として競争優位を支える立場に置かれるため、女性の間での格差が拡大する可能性があります。

また、土佐論文では「ポストコロニアルな交差性の罣」として、ジェンダー以外の要因を考慮することに足をすくわれて、別な意味で問題のとらえ方が一面的になってしまふ、つまり家父長制的な文化や伝統的慣行だけを女性差別の原因ととらえることの危険性が指摘されています。阿部論文も、文化への注目によって経済や市場の役割が見落とされる可能性を指摘しています。文化の違いへの偏った注目が女性を分断することにつながるということです。ここで必要なのは、経済も文化も含めた多層的な構造がどのように女性が置かれた状況を作り出しているのかを見極め、それを一つずつ解きほぐしていくことです。

連帯の可能性

女性たちを取り巻く構造は、それぞれの国、地域、民族、階級等々によって異なります。それではそれぞれの女性がばらばらに対応するしかないのかというと、必ずしもそうではありません。第三世界フェミニズムの旗手のひとり、チャンドラ・モハンティ (Chandra T. Mohanty) は、格差や違いがあることを認識したうえで、共有できる部分を明らかにし、変革と社会正義を実現するために連帯を選び取ることが可能であると主張しています。ただし、モハンティは、こうした連帯の基礎として、格差の利用や搾取を認めない脱植民地化、経済効率を優先するような資本主義をクリティカルに見る反資本主義的批評、そして人種差別への反対に基づくことが必要だと述べています。モハンティのいう連帯は、グローバリズムに対抗するためのアソシエーションとも通ずる考え方であると同時に、アソシエーションにとってもこれらの条件が必要であるとい

えます。

また、「女性化(フェミニナイズーション)」の進展に関して、特定の領域で女性が増えることによる女性問題化という意味でのフェミニナイズーションと同時に、グローバリゼーションの中では、女性的な脆弱な立場に置かれる人々が増えるという意味でのフェミニナイズーションも進んでいるといえるでしょう。こうした状況に対応するためには、女性という枠を超えながらも、ジェンダーによって生じる違いは認識したうえでの連帯を考えることも必要になると思われます。

経済と人権の関係

私の専門分野である国際法における課題を指摘しておきたいと思います。国際経済政策・法と国際人権政策・法との矛盾は、現在の経済グローバリゼーションや貿易自由化を支える国際経済法と、人権を守るための国際人権法の関係を調整する機能が、実は国際法の中にないことを意味しています。第3章で言及されている知的財産権に関するWTOのTRIPS協定はそうした国際経済法の一つですが、TRIPSとHIV／AIDSの抗ウイルス薬にまつわる人権の問題は、国際法システムの中で解決されたというよりは、宣言の採択によって政治的に解決されたものです。国際経済法は、他の分野の国際公法から独立して発展してきたといわれており、国際社会の他の領域の目標との整合性が十分にとられていません。これは国際法を研究する者にとっての課題です。

おわりに

ご自分の研究史を振り返りながら書かれ

たという原論文には、各トピックについて研究活動に先立つ実践活動が記されています。また、「調査をする「私」を問うことから始まる」(佐藤寛・藤掛洋子編(2011)『開発援助と人類学——冷戦・蜜月・パートナーシップ』、明石書店、所収)という文章も紹介されています。これらは、研究の対象が国際やグローバルな問題であったとしても、自分たちの生活の中からそのような問題を

扱うことが必要だと認識し、主張し、運動してきた人たちがいてこそ生まれてきたものであることを忘れることなく、また、先進国といわれる場所に生活する者として、常に自分の立ち位置を問いながら研究せよという、大先輩からのエールがこめられたものとして読ませていただいたことを最後に申し添えたいと思います。どうもありがとうございます。

